

日 時：令和6年8月23日（金）13時30分開会

場 所：リファレンス駅東ビル

くろまぐろに関するブロック説明会 (九州ブロック)

議事速記録

くろまぐろに関するブロック説明会
(九州ブロック)

日時：令和6年8月23日（金）

場所：リファレンス駅東ビル

議事次第

1 開 会

2 主催者挨拶

3 議 題

- 1．漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について
- 2．WCPFC北小委員会等の結果について
- 3．国内配分に関する今後の検討スケジュールについて
- 4．その他

4 閉 会

【番場課長補佐】 只今から、くろまぐろに関するブロック説明会を開催させていただきます。

私は、本日この説明会の司会を務めます水産庁資源管理推進室の番場と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、会場にたくさんの皆様にお越しいただいておりますけれども、ウェブ併用としておりまして、今音声のトラブルが生じてしまっていますが、なるべくスムーズな議事進行に努めますので、御協力、御理解いただければと思います。

この関係で会場の皆様にお願いです。御発言の際に手を挙げていただければ私の方から指名させていただきますけれども、発言がウェブ参加の皆様に伝わるように、こちらからマイクをお渡ししますので、必ずマイクを通じて御所属とお名前を発言いただいた後に御意見を発言いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、ウェブ参加の皆様に事前にメールで注意事項をお知らせしておりますが、発言を希望される場合には手を挙げる機能を使って挙手をしていただければ、順番にこちらから指名をさせていただきますので、指名があったら発言をしていただければと思います。ちょっと今、ウェブ参加の方からの発言がマイクを通じて会場の皆様に届かないようになっていまして、このパソコンの音声だけで聞くのは少し聞きづらいかもしれませんが、こちらで聞いて会場の皆様にも内容が分かるように伝えてから対応したいと思いますので、御理解いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、まず資料の確認を行わせていただきたいと思います。会場の皆様には紙でお配りしておりまして、2種類ございます。今日説明に使うのが「くろまぐろに関するブロック説明会」と書いてございます資料の方です。

それからもう一つの束の「太平洋クロマグロの資源管理について」ということで参考と付している資料は、こちらは説明には使いませんが、参考としてお配りしているものとなっております。不足等ございましたらお申しつけください。

それから、この説明会の資料は既にホームページに掲載してございますし、今後、議事録の方も水産庁のホームページに掲載させていただくこととしておりますので、御了承ください。

それから、報道関係の皆様にお願いですけれども、カメラ撮影、写真撮影は、冒頭の水産庁挨拶までとさせていただきますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、主催者側の主な出席者を御紹介させていただきます。

水産庁資源管理部審議官の福田でございます。

【福田審議官】 福田です。お世話になります。

【番場課長補佐】 それから、加工流通課企画官の小川でございます。

【小川企画官】 よろしく願いいたします。

【番場課長補佐】 それから、資源管理推進室の私、番場でございます。よろしくお願いいたします。

それから、九州漁業調整事務所長の中村でございます。

【中村所長】 中村です。よろしくお願いします。

【番場課長補佐】 それでは、開会に当たりまして、福田の方から一言挨拶を申し上げます。

【福田審議官】 皆様、こんにちは。水産庁資源管理部審議官の福田でございます。本日のブロック会議の説明会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、お暑い中、そして御多忙な中、ウェブでの参加も含めまして、多数の方々に御参加をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

皆様御承知のとおり、太平洋クロマグロの管理をめぐりましては大きな動きがあったところでございます。まず、国内におきまして不正事案が発生したこと等を踏まえまして、管理強化を目的とする漁業法、そして、水産流通適正化法の一部改正法が本年6月に成立しまして、6月26日に公布されたところでございます。

続きまして、先月、釧路市におきましてWCPFCの関連会合が開催されまして、中西部太平洋における太平洋クロマグロの我が国の漁獲上限について、小型魚は10%、大型魚は50%の増枠を行うということが勧告されております。今回の勧告は、本年12月のWCPFCの年次会合での合意を得る必要がございますし、まだまだ予断を許すような状況ではございませんけれども、増枠の実現に向けて、引き続き関係国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

政府としましては、国際的な決定を受けまして、漁業者の皆様が厳格なTAC管理に取り組んでいただいた結果、資源が着実かつ大幅に回復し、これが今回の増枠勧告につながったものと認識しております。日頃よりクロマグロの資源管理について特段の御協力を頂戴しまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。

本日の説明会で取り上げる事項につきまして、簡単に紹介をしたいと思います。

最初に、漁業法と水産流通適正化法について、法律の改正内容を説明させていただきます。また、同じく、太平洋クロマグロ管理強化の一環としまして、本年4月に水産庁内に設置さ

れました漁獲監理官の業務等について紹介をしたいと考えております。その後で、先ほどもありましたけども、先月、釧路市で開催されましたWC P F C 関連会合の結果概要について説明を行います。そして最後に、国内配分について、今後の検討スケジュールと現在の配分について適用されている令和4管理年度以降の配分の考え方を説明した後、皆様の方から御意見を頂戴したいと考えております。

今回の増枠は、本年12月のWC P F C 年次会合における合意をもって正式な決定となります。しかしながら、WC P F C の年次会合は12月ということもありますし、令和7管理年度が来年1月1日から開始されるということもございまして、本年9月から水産政策審議会の下に設置されましたくろまぐろ部会におきまして、令和7管理年度以降の配分の考え方を検討する予定としております。本日の説明会で皆様の方からいただきました御意見についてもしっかりと整理をした上で、くろまぐろ部会で審議をいただく予定としておりますので、本日は皆様から幅広い御意見を頂戴できればと考えております。

最後になりましたけれども、本日の説明会が有意義なものとなりますよう、皆様の御協力をお願いしまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【番場課長補佐】 報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影はここまでとしていただくようお願いいたします。

それでは最初に、本説明会の進め方ですけれども、今、福田から説明がありましたとおり議題三つ、プラスその他ということで用意してございます。それぞれ議題一つずつ、我々水産庁から説明をして、質疑の時間を設けて、また次の議題に進むという、1個ずつ質疑を挟んでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、4番のその他の議題ですけれども、水産庁の方から特段何か議題を用意しているわけではございません。議題1、2、3以外で御意見や御要望などがあれば、その他のところでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

最初に、水産庁の方から議題1、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について説明をさせていただきます。

【小川企画官】 それでは、私の方から漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について説明いたします。

私は水産庁加工流通課で法令担当をしております小川と申します。よろしくお願いいたします。

します。

先ほども御説明にありましたとおり、本年6月26日に、前国会で可決審議されまして、公布されました。今回、漁業法——生産段階で捕る方の法律と、水産流通適正化法——流通段階の法律の二つの法律を改正しております。

3ページを御覧ください。

青囲みにありますように、漁業法の一部改正といたしましては、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして、省令——法律の下のにさらに細かいルールを農林水産省が定めるものにおいて、太平洋クロマグロについて、30キロ以上の大型魚を想定しておりますけれども、以下の四つの事項を措置しております。

一つ目、TAC報告事項について、現行、総量報告をしていただいておりますけれども、加えて、採捕した個体の数、尾数を追加いたします。二つ目、TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存の義務をお願いしたいと思います。三つ目、TAC報告義務違反の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、太平洋クロマグロは大変高価なものでして、組織ぐるみで違反行為を行った場合には罰則も響かないということもありますので、新たに法人重科を設けます。四つ目、TAC報告義務に違反し、またそのような違反行為を引き続きするおそれがある場合、弁明の機会を与えずに即時に停泊命令を行えるようにいたします。

また、これと併せて、（2）漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則、その他所要の措置を改正しております。こちらのVMS、漁船の操業位置を把握するための機器の設置に関する違反行為につきましては、この規定のみ公布の日から20日後、6月26日から20日後ですので、本年7月16日から既に罰則の適用となっております。

次のページを御覧ください。次に、流通段階の法律改正について説明いたします。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正についてです。

（1）、先ほど漁業法の方で規定いたしました特別管理特定水産資源、こちらは解体するまでの太平洋クロマグロ、30キロ以上の大型魚を想定しております。これについて、①取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達。こちらは漁業法でTAC報告のときに記録の保存の義務づけをお願いいたしましたが、それを次の人に取引する際にリレーしていただくものです。

②取引記録の作成・保存、③輸出時の適法漁獲等証明書の添付を義務づけます。この適法漁獲等証明書については、輸出が違法操業の抜け道とならないように、税関通関時のたびにこの証明書の添付が必要となるものいたします。

また、これらの情報伝達は、伝票、タグ、QRコードから各現場で使いやすいものを選んでいただくことを想定しております。

(3) 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること。こちらは(1)の③で出ました適法漁獲等証明書について、大臣が指定する民間機関による交付を可能とするものでございます。また、事業者が情報伝達、取引記録の作成について、その義務に違反したときの罰則を設けることなど、所要の措置を改正しております。

基本的に今お話ししたことで以上となります。

一番下にありますように、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行となっており、公布の日、本年6月26日から2年以内の日から施行する予定でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

これらの法改正とともに、本年令和6年4月1日から水産庁内に漁獲監理官を設置しております。こちらは従来の取締船による洋上監視に加えて、漁獲物の陸揚港における漁獲量報告等の監視・検査体制を整備しております。現在も関係する都道府県の皆様と連携して巡回等を行っているところでございます。

以上、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について説明いたしました。以上でございます。

【番場課長補佐】 それでは、今の説明について御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

では、会場の方を。

【参加者】 まき網さんが夏場のマグロを巻いて、冬場に出荷するために蓄養で持って帰ると思うんですよ。そのときの重量は、その場では分からないですよね。生かして網でそのまま持って、引っ張って行くので。そのトン数や重量の個体の把握は、出荷時に分かるんですか、その捕ったときに分かるのですか、どういうふうになるんですかね。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

私の理解で言うと、まき網の方で持って行って、池入れするときに、カメラ等で体長などを計測して、そこから重量が出るようになっています。カメラで撮影して。出荷のときに計

量するというのではなくて、池入れしたタイミングで一度報告をいただいています。

【参加者】 ありがとうございます。

【番場課長補佐】 すいません、今の質問で付け加えさせていただくと、現状はそうなんですけれども、今説明をさせていただいた新たな法律の改正の中で、陸揚げ時の報告の他に池入れ時の報告をどうするかというのは、また別途検討が必要で、今詳細が決まっているわけではなくて、これから検討していきたいと思っています。よろしいですか。

すいません、次、よろしくお願いします。

【参加者】 はえ縄漁をやっております。

今、言われたことに対して、報告というのは誰が。まき網業者から報告を受けて、理解するんですか。おかしいんじゃない。まき網業者から報告を受けるでしょう、捕って入れるときに。それって自由じゃないですか。丸々信用せないけんじゃないですか。

私らはそうではなくて、漁業組合で揚げて漁業組合が管理をしよるやないですか。それで、キロ数も全部分かるじゃないですか。まき網だけ自由なの？自分で報告するわけ？そうでしょう、今のあれだと。違いますか、皆さん、そうでしょう？生け簀に、ぱっと入れて、誰が測るか、誰が管理するか、どれだけ捕ったか、誰が報告を。まき網で捕った人が報告するの？

【番場課長補佐】 基本的にはまき網はその捕った人が報告することになります。一方で、確認というか、カメラ自体で撮っているものもあります。その映像とかもありますし、池入れをされた側との当然契約に齟齬がないようにしなければいけないので、そういった点で確認は取れて、好きなように報告できて、それだけを信用しているわけではないという状況です。

【参加者】 はい、分かりました。了解です。

【番場課長補佐】 すいません、少々お待ちください。

ちょっと今ウェブの方には聞こえていないので、すいません。ただ、並行して進めさせていただければと思います。

【参加者】 今の質問にちょっと加えてですけど、もちろんその中で、必ず死ぬ個体がいると思うんですよ。全てが順調にいったら、その網で捕ったやつ全てををり込めるわけにはいかないと思うんですけど、その死んだやつや調査や、そういった個体の報告、キロ数の報告はどのような形を取られるようにしてあるか説明をお願いします。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

まき網で巻いて、死んでしまった個体は報告をしていただくように指導しています。要は池入れのときにどれぐらい死ぬのか、すいません、私はちょっと情報がなくて把握していませんけれども、いずれにせよ死んでしまった個体は報告をしていただくことになっています。ただ一方で、まき網さんでも放流する場合とかもございます。いっぱい巻き過ぎてしまって、定置網みたいに網を下げて放流する事例があると聞いています。そういうときに傷ついたものが死にそうだけれども取りあえず逃げたものは、報告の中には求めているという状況です。それは、沿岸の皆様も一緒ですし、大中まきも一緒という状況になります。

【参加者】 でも、現状、死んだやつは報告があっているんでしょう。あってないんですか、今までに。

【番場課長補佐】 一部報告をいただいている事例はあります。

【参加者】 一部だけですか。

【番場課長補佐】 ちょっとどれくらいの量か、すいません、私が把握してないので、今すぐは答えられないという状況です。

【参加者】 もういいです。

【番場課長補佐】 お願いします。

【参加者】 水産庁の方、今の話を聞いても誰も沿岸の漁業者の中で納得される人は一人もいないと思うんですよ。というのは、まき網が網を巻いて生け簀に活け込む、その時点で個体数を調べる、魚体を調べる、その時点までは分かりますよね。しかし、あなた方、そこに誰も水産庁から人が行って確認していない。県にしても、沿岸の漁業者は漁協が管理をし、県が厳しい管理をします。そういった中で、1キロとも変わらない厳しい管理の中で沿岸の漁業者はこれまでやってきているんですよ。そういった中で、何で大臣許可の大中まきばかりが、クロマグロを巻いた中で、あなた方はオブザーバーも何も乗せんで、その監視の1つもしないで、このような答えられないような話の内容ですか。私はそこは、あなた方のやり方自体が何かおかしいと思う。根本的にあなた方の考えていることが違うんじゃないかと私は思っております。沿岸漁業者も、漁協、県を通じて厳しい管理の下に、管理された中で操業しよるわけですよ。資源管理をしとるわけです。まき網だけ、今後あなた方は、分からんというようないい加減な回答の仕方の在り方をやめるべきですよ。以上です。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。御意見としていただきたいと思います。

ただ、例えば境港での水揚げは必ず水揚げ時に、御承知かと思えますけれども検査、きちんとチェックしていますし、全く何もやってないで野放しということではないということこ

ろは御理解いただければと思います。

池入れのときはカメラで、その池入れをするときにもそうですし、その後、池入れで入った後、もう一度さらに、具体的には多分ダイバーが入ったりすると思いますけども確認をして、池入れ時の報告と差があれば、また改めて報告をしていただくということになっていて、チェックはしているという状況です。そのカメラの映像も提出いただいています。

【参加者】 いいですか。先ほどの方も言われたように、あなた方の管理の中ですよ、私たち沿岸漁業者から見たら、何であなた方はそこにオブザーバーでも立てん。まき網の漁業者が捕って、まき網の漁業者が数を調べて。それはおかしいでしょう。ただの自己申告だけで。そんなことを言われているんですよ。

あなた方、沿岸の漁業者みたいに漁協が管理をし、県がし、厳しい管理の中でこれまで7、8年間やってきているんですよ。しかし、今あなた方の話を聞いたら、少しおかしいでしょう、大きなずれがあるでしょう、沿岸側と管理の中で。そのことに対して、もう少しあなた方が責任を持って、大臣の許可である船が操業するのであれば、あなた方はもう少し責任を持って管理をやるべきですよ。それを言いたいんですよ。捕った人が数を数えて報告をする、それはただの自己報告じゃないですか。その管理の在り方はおかしいんじゃないですかと言っているんです。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。いずれにせよ、大中まきなり、大臣許可の管理をもっとしっかりしろという御意見かと承知しました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。はい、よろしくお願いします。

【参加者】 ちょっとお尋ねですが、漁業法の改正の中に、これは漁民だけの改正であるのか、漁業者だけの。遊漁船もこれに入っているか、そこをお聞かせお願いいたします。

【福田審議官】 今回、漁獲の報告は、遊魚については、御承知のとおり報告を求めています。かつ、今、国の留保枠の中から40トンを目安として、遊漁については月別に漁獲を管理しております。

遊漁については、販売を禁止と、漁獲物については販売をしてはならないという形になっておりますので、流通段階で漁業による漁獲物のように流れていくことはない。市場を通じて漁獲物が流れていくという実態があれば、そこは監視・取締りの対象にしていくということかと思っております。

【参加者】 マグロ関係の漁業法の中に、遊漁者に対して、第何条の中にそれはあるのですか。

【福田審議官】 漁業として、漁業の管理をしております。漁業のときはTACの中で管理をするということになっております。漁業というのはあくまでも営利行為ということですので、販売をしたり、反復継続的に魚を捕って売するという業ですね、そういった漁業に該当するということであれば、漁業としての枠がないと、あるいは漁業としての承認がないとやってはならないということになっています。

遊魚は漁業ではない、あくまでも遊漁ですので、反復継続的に魚を捕って売するという行為ではないのを遊漁と呼んでいます。逆に遊魚で、魚を売っているということになれば、それは漁業の扱いになって、承認を取ってないわけでしょうから、その承認を取ってないという違反、あるいはそれ以外の違反も含めてですね、なってくるんだと思います。

【参加者】 なってくると思いますじゃあ……。

【福田審議官】 なってきます。

【参加者】 思いますじゃいけませんけれどもね。

じゃあ、罰則はどこのところまであるのですか。遊漁者に対する罰則、それをお聞かせ願いたい。漁民の罰則は分かっているわけですね。漁民はTACの中に入っているわけですからね。

【福田審議官】 それは、例えば無承認でマグロ漁業をした方と同じような形で処理をしていくことになると思います。

【参加者】 それで罰則はどんな罰則があるんですか。例えば、罰則については、漁業者はTACの中に入っておりますよ。それで、TACに対する罰則でしょう。そうすると何が起きますか。まず最初に、その組合に所属していた漁協のマグロ数量が削減されますよ。それから今度は、個人によっては罰金、追徴金までありますよ。これは遊漁者にはありますか。それをお聞かせ願いたい。

【番場課長補佐】 はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおり今は漁業者の皆さんはすぐに報告などがなければ罰則付きとなっております。遊魚の方はそうなくて、遊漁の方は広域漁業調整委員会の指示ということで、広調委の指示の中で今管理をしている状況です。なので、すぐに直罰ということにはなってございません。では、罰則がどう付くかという、委員会指示に違反した場合に、まずは裏付け命令というものを出して、その命令に違反した場合に罰則が付くということになってございます。

漁業と差があるのではないかとと言われると、それはおっしゃるとおりです。それはなかなか

かまだ遊漁の方は漁業と同等まで管理ができていないところもありますし、クロマグロについて言っても、皆さんの漁業の方は2015年からもう厳しい数量管理、自主的なものを含めて始まっていますけれども、遊漁による広調委の指示も令和3年から始まったものになります。結構、時間的に差があって、まだまだ遊漁が漁業と同等の管理にはなっていないというのはおっしゃるとおりかと思っています。

そこは水産庁の方も今後、漁業と同等の管理を目指すということで、検討というか強化を進めていきたいと思っております。まだ遊漁の方が追いついていないというのはございますけれども、今後、引き続き管理を強化、検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

【参加者】 今のことは分かりますけれども、漁業者も遊漁者も同じ海の上の仕事です。遊漁者は山の中でマグロを捕獲すると？ そうしたことにも言われますよ。そしたら関係がないとですから。私たちは共存共栄の中で、海の中で、同じ場所で、漁船も遊漁船もやるわけでしょう。違いますか。そこでこんな差があったら駄目ですよ。何のために漁業法の改正はやったのですか。そうしたことも前もって、TACが始まる時にはこうしたものもきちんと用意して、そして罰則などもびしゃっと、法律がなければ法律を加えて、そしてその中に入れているはずではないですか。「今からやります」、それではききませんよ。その間、漁業者はちょっとでも違反があったら罰則を受けるわけでしょう。遊漁者は委員会指示だけです。しかも、はっきり言って行政規則にもない。

委員会は都道府県の海区漁業調整委員、あるいはその上は、九州で言えば西日本海区漁業調整委員会の中でやれるのか。というか、西日本の調整委員会でこれは出てきませんよ。はっきり言って、都道府県の海区漁業調整委員会。私は長崎ですから、長崎は県北、県南、五島、対馬の四つしかありません。その海区漁業調整委員が、初めて上げられてきたときに委員会でそれを審議する。まあ今度は1回目やけん、ちょっとこれは注意だけをしておこうと、それで終わりますよ。それでいいんですか。販売して、金儲けして。

私は二、三日前に福岡魚市場の社長と話しましたよ。魚市場にもそうした訴えがあることも聞いておりますよ。それでも法律がないから、どうにもできないということですが、これはいかなるものですか。ここではっきりしてください。福田先生、これはあなたが同じにしたのですか。あなたができないなら、できないで、私にはっきり言いなさいよ。農林水産大臣に私が直訴しますから。できないなら、できないで、はっきりここで皆さんの前で言ってくださいよ。お願いします。

【番場課長補佐】　ありがとうございます。

今の市場のお話は、クロマグロ遊漁で釣ったものを販売するとか販売しているというお話があるということでしょうか。

【参加者】　あるから言いよとです。それで、私はその遊漁者に対してのことはいろいろ言いよらんとですから。法律でどうしてこんなをつくらないのか、つくるなら一緒につくってください。じゃあ、法律から漁業者も省いてください。委員会指示に変えてください。いいですか、委員会指示に。それでは話にならんとでしょう。40トンだろうが30トンだろうが、悪いことをしたら悪いことをしたのでしょう。そうしたことで販売して、できない、できたら罰則があると言われたから、福田さん、私は聞きよとですよ。あなたが言わなければ、私はこういう大声を出して叫ぶことも要らないわけですよ。

【福田審議官】　ありがとうございます。

確かにちょっと格差があるというのは、おっしゃるとおりなところがあると思います。ただ、遊魚についても管理の強化でどのようにできるかということで、やっていますし、今既に、現行の中でも月別に管理をしながら、報告を求めながら、月によっては3日、4日、あるいは5日、6日の中で遊漁が止まると。そんな中で例えば販売しているとか、禁止期間内に遊漁があるところについては、さっき紹介しました監理官や漁業調整事務所も含めまして、順次、指摘や検挙をしているところです。

おっしゃった意見については十分考慮して、遊漁の管理を今後とも引き続き進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【参加者】　私はそれで承知したような、してないようなことになると思いますけれども、もう少し答弁の中に、令和何年の何月までにこれをはっきりさせるように水産庁で、農林水産関係の中で検討させていただきますぐらい、ここまでみんなに言わんと、みんな承知しないと思いますよ。

漁業者の目の前で、私たちはもう制限されて釣られないけど、遊漁者はどんどん来て釣るわけですから。釣ったのは大体売ってはいけんとでしょう、販売しては。販売しよですた。今まで九州調整事務所か、それから水産庁に上がったことがありますか、報告があっていますか、それをお聞きかせ願いたい。報告があるか、ないか。

【福田審議官】　遊魚の報告については、御承知のとおりあるわけですが、検挙しているというケースもございます。販売をしている事例についても水産庁の検査官が指摘して、それについて違反指摘をしているという事例がございます。そういった事例は、水産庁の遊

漁のホームページの方にも、具体的な検挙の事例について掲載をしております。

今おっしゃったみたいに、福岡の市場などで売っているという事例があれば、ぜひ水産庁なり九州漁業調整事務所の方に連絡をいただければと思います。我々としても対応をしていくようにしますので、販売しているということがあれば、あるいは操業がストップした以降もクロマグロを対象とした遊魚をしているという事例があれば、ぜひ具体的な状況とともに御連絡をいただければと思います。

【参加者】 私は福岡魚市場に揚げたとか、そういうことは言っていませんよ。福岡魚市に仲買さんから御相談があったと。それは市場に上げないでしょう、上げたら分かるから。それは誰でも分かるわけです。だけど、仲買さんは安いのを買って売った方がいいです。市場でやって、競りにかけたら高いですもん。そうしたことを私は言いよるとですよ。

そういうことがないように、今、福田さんが言われたことですね、そうした報告があっていることについては理解をさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。あとはよろしくお願いします。

【番場課長補佐】 その他いかがでしょうか。では、会場の真ん中の奥の……。

【参加者】 よろしくをお願いします。卸売市場の管理の在り方というのはどのような方法になるのでしょうか。いわゆる今までのアワビやナマコのような管理の仕方になるのか。その方法を、どんなふうにするのかというのを。何もする必要がないのであれば万歳なんですけど、また一手間二手間する必要があるのかについてお聞かせ願えませんでしょうか。よろしくお願いします。

【小川企画官】 御質問ありがとうございます。

流通段階につきましては、4ページにありましたとおり、流通段階、卸売市場においても伝票の保存や情報伝達についてお願いするものでございます。

【参加者】 それが明確になってなくて、ただどのような方法、例えば以前の漁獲番号とか、あるいは荷口番号とか、そういったものなのか、あるいはここに書いてある船舶等の名称、それから「個体重量等」と書いてあるけど、まだ他にいろいろ何かあるのかとか、それがはっきり分からないものですから。その次の段階、我々は卸なので1匹丸々売りますよね。仲買さんは細割して、例えばブロックにしたやつに背番号をつける必要があるのかとか。アワビだったら1個なのでつけるのは可能ですけど、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

【小川企画官】 まさに今おっしゃっていただいたとおり、「等」と書いてあるのは、何を情報伝達させるのかということと、あとどこまで、ブロックまでなのかということについて

は、今後、詳しい省令において定めることとさせていただきますが、現時点では、加工品は除いて、解体するまでのクロマグロが対象ですので、えら腹抜き、ドレスまでを想定しておりますが、市場の皆さんや他の関係者の皆さんの御意見をお聞きしながらしっかりと検討させていただきます。すいません、今時点でこうですと決まっているものがないもので申し訳ないですけれども、しっかりと準備期間を設けるように、なるべく早く検討したいと思っております。

【参加者】 どちらでも結構ですので、卸の方のある程度意見をどこかで聞くところがあれば、いろんなことをまだ他に申し上げたいので、どこかでヒアリングをさせていただいたかなと思います。そのときはよろしくお願いします。以上です。

【小川企画官】 承知いたしました。御意見ありがとうございました。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

申し訳ありません、ウェブの方はすごく聞きづらくなっていると聞いていますけれども、もし御意見や御質問があれば挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、よろしくお願いします。すいません、御所属などを先に述べてから御意見いただけると助かります。

【参加者】 今回、漁業法の適用の部分でお伺いしたいことがありまして、今回、クロマグロの大型魚というものが非常に高価ということもあり、違法操業を抑制する力が弱いというところで、この法人重科や罰則の強化が図られているということで伺っているのですが、そもそも不正の漁獲によって得られた収入そのものを取り上げるようなルールにしまった方がより実行力が高いのではないかと思ったところなんですけれども、そういったことは漁業法の中には整理することはできないのでしょうか。

【番場課長補佐】 申し訳ありません、なかなか会場に聞こえづらくて、もう一度だけ言っていたけると助かります。

【参加者】 もう一度ですか。漁業法の中で、違法に採捕された、漁獲によって得られた収益というものをそもそも取り上げることとするような法整備はできないのでしょうか。

【小川企画官】 罰則の置き方につきまして、その収益を回収するようなものとするということがなかなか難しく、ただ今回、法人にも重たい罰則となるように、1億円以下の罰則としておりますので、そちらで、今までと比べてさらなる抑止力を発揮するような改正としております。

【番場課長補佐】 よろしいですか。すいません、もう一度回答します。

【小川企画官】 音声トラブルがあって、会場ともに申し訳ございません。

罰則につきましては、違法行為による収益を回収するような規定とすることはなかなか例もなく難しいのですけれども、今回の法改正によって、今までの罰則と比べて大幅に高い1億円以下という法人重科を設けておりますので、そちらでこれまで以上に、組織ぐるみでの違法行為に対する抑止力となることを期待して改正しております。

【番場課長補佐】 その他はよろしいですか。ウェブの方はございますでしょうか。会場もよろしいでしょうか。もしよろしければ次に進めさせていただきます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、議題2方に入らせていただきたいと思います。

続きまして、議題2、WCPFC北小委員会等の結果について説明をさせていただきます。

【福田審議官】 お手元の資料6ページ目をおめくりいただければと思います。WCPFC北小委員会等の結果についてということです。7ページ目から、その概要についてでございます。

今年7月10日から16日にかけて、北海道の釧路市で、WCPFCの北小委員会、IATTCの合同作業部会、そして、WCPFCの北小委員会が開催されました。

出席国については、右の方に書いていますけれども、日本、アメリカ、カナダ、韓国、台湾、あと太平洋島嶼国、EU、メキシコといった国が参加して、太平洋クロマグロの保存管理措置の改定についての議論が行われました。

その下の結果概要でございますけれども、今年の3月に、太平洋クロマグロの資源評価を行うISCが新しい資源評価を行いまして、その結果、太平洋クロマグロの資源については、これまでの回復目標であった初期資源の20%を2021年に達成したと。直近の2022年末では23.1%まで回復しているということが確認されています。また、その後も順調に資源が回復傾向を続けているといった評価を踏まえまして、今回、小型魚10%、大型魚50%の増枠を基本とする措置に合意を見たということでございます。

下の方の漁獲上限のところでございますけれども、WCPFCの措置についてでございます。日本については、小型魚の漁獲上限を10%、400トン増枠し、現行の4,007トンという日本の枠が、このWCPFCの措置が12月の会合で正式承認されれば、4,407トンになるということです。大型魚の漁獲上限については、50%、2,807トンを増枠し、現行の5,614トンが8,421トンになるということが合意されたということでございます。

この小型魚の増枠に際して、議論の経過としまして、増枠後においても、資源に影響が大きいゼロ歳魚、これは2キログラム未満の魚ですが、その漁獲が増えないように努めると。これは義務規定ではありませんけども、努力規定として、こういったことが設けられています。これは過去に、特に小型魚の中でも西日本におけるゼロ歳魚、2キログラム未満の魚の漁獲が増加したということが直接的な原因となって資源悪化を見たという経緯を踏まえて、特に東側の国、アメリカ、メキシコが小型魚の増枠について非常に大きな懸念を示しました。今回10%ということですが、そんな中でもゼロ歳魚、2キログラム未満の漁獲を増やさないようにするべきだと。この取組が将来のこの小型魚の増枠交渉においても状況を見られていくことになると思っています。

既にこの西日本、この九州ブロックの幾つかの県、地域、あるいは業界団体においては、2キログラム未満の小型魚の陸揚げ、市場での水揚げというのを自粛いただいているところもあります。そういった取組は我々の方としても随時御説明をしていきたいと思っていますし、今回10%増枠して小型魚枠が増えるわけですが、そんな中でも、特にこのゼロ歳魚、2キログラム未満が増えないようにどのようなことができるかということに関係県の方々と今後、対応を相談していきたいと考えています。

養殖に向けられるような種苗については一定限しようがないと思いますし、そんなに増えるものでもないと思っています。ただ、市場に鮮魚として揚げられるようなものについては、ゼロ歳魚で2キログラム未満の水揚げについては極力自粛していただくよう、そのためにどんな措置ができるのかについて皆さんと考えていきたいと思っています。

これは日本全国の話というよりは九州ブロックの話ですので、特にこの点を議論の一つとして紹介しておきたいと思っています。具体的にはまた今後、相談をさせていただければと思います。

この資料の方に戻りますけれども、WCPFCの今回の増枠について、台湾については同じく小型魚の漁獲はしていません。大型魚の漁獲上限を50%、982トン増枠して、現行の1,965トンを2,947トンにするということが合意されています。

韓国については、もともとの大型魚枠が現行では30トンということで、50%増になったとしても45トンにしかないということから、日本が2,800トン増える中で、韓国が15トンしか増えないというのはあまりにも不平等だという議論がございまして、議論の結果、日本の50%増などを削るわけではないですけども、東西で300トンずつ増やして、その300トンを韓国に追加するということが1点。もう一つは、韓国の小型魚の増枠分については、これは

増枠しないと。その分を大型魚の方に振り替えて、それを追加すると。その300トンと小型魚の増枠部分の振替を合計しまして、501トンを大型魚にするということが合意されています。

あと、下の方に書いていますけども、ニュージーランドと豪州です。これは南半球で、散発的に偶発的にクロマグロが回ってきて、主にはミナミマグロだとか、ビンナガマグロを対象としたはえ縄操業をしている漁業があるのですけども、それについて、近年、来遊が増えているということもあり、でも一定限の抑制をするという観点から、ニュージーランドについては200トン、豪州については400トンまでで管理するということが合意されております。

あと、下の方ですけども特別規定として、漁獲枠の17%を上限に、余った未使用漁獲枠を翌年に繰り越すことができるという17%ルールというのがあります。これまでは年限が決まっていまして、2年間だけ、この17%まで翌年に残枠を繰り越すことができるということがありましたけれども、今回この年限が撤廃されて、一般ルール化しました。別途の決定がない限り、この17%まで残枠を翌年に繰り越すことができるという規定が一般ルールとして合意されたということです。

その下はもう一つの特別ルールです。小型魚枠から大型魚枠への振替に当たって、1.47倍して大型魚枠の方に振り替えることができるという規定、これも年限がありましたし、これまで韓国については当初枠の40%までこの1.47倍で振り替えられますよと。それを超える部分については1倍で、1対1で振り替えるということだったので、日本については30%までこの1.47倍が使えるということだったんですけども、この40%や30%というのを撤廃して、年限も撤廃して、別途の決定がない限り、年限に関係なく、小型から大型への振替ができると、一般ルール化が、今回合意されたということでございます。

次の8ページをお開きいただければと思います。IATTCの措置でございます。

IATTCは2年間の措置ということになっていきますけども、2025年と2026年に適用される措置として、2年間のブロッククォーターとして決定されています。

基本的には50%の増ということで、アメリカについては現行の1.017トンが50%を原則としながら、さっきの韓国に300トンをつけたということから、東西のバランスを取るという観点で、東太平洋においても年間で300トン、2年間で600トンプラスをするということで、アメリカについては50%プラス300トン増ということで1.822トン、メキシコについても同様に50%プラス300トン増ということで1万763トンということが合意されております。

これがIATTCの概要でございます。

その下、その他漁獲枠の上限以外の議論としてありましたのが、1点目、太平洋クロマグロの管理状況の報告ということでございます。

我が国から太平洋クロマグロの国内管理の状況について報告をするとともに、ここ近年発生しました未報告事案について、その状況を報告し、それを踏まえて、先ほど説明しました漁業法及び水産流通適正化法の改正、そして水産庁における漁獲監理官の新設等、そういった管理措置の強化を講じているということを報告しております。

また、その下の監視取締措置というのがありますけれども、現在、WCPFC、IATTCで統一した監視取締措置というのが、まだしっかりと合意されてない状況にあります。各国がそれぞれやっている。日本は漁業法及び水産流通適正化法を中心として、漁業監理官も含めて、監視取締措置の強化を図っているわけですが、諸外国においても一定の取組はありますが、必ずしも統一した措置が取られてないということから、来年の合同作業部会から各国がやっている監視取締措置の報告を義務づけて、太平洋の東西で統一した監視取締措置をつくっていく枠組みをつくっていこうということが今回合意されました。

先ほど来、監視取締措置について議論がありますけれども、WCPFCやIATTCのレベルでも、日本だけではなくて、諸外国も含めて、こういった取組を進めていきたいと考えております。

最後に、今後の予定のところでございます。

先ほど来ありますけれども、今回合同作業部会で作成された勧告案はあくまでも案です。この後、9月2日から6日までIATTCの年次会合、これは東側の措置を決める会議がパナマでございます。ここでもコンセンサスで、各国が満場一致で措置を合意していく必要があります。WCPFCの方は、11月28日から12月3日まで、フィジーでWCPFCの年次会合が開催予定となっております。ここでも基本的にはコンセンサスで、メンバーが増えるわけですが、合意を得ていく必要があるということです。

まだまだ予断を許さない状況ではありますけれども、引き続き関係国への働きかけを行いながら、7月の釧路で合意された小型魚10%、大型魚50%はこれらの年次会合で合意されるように、引き続きしっかりと交渉に当たってまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、7月の釧路で開催されましたWCPFC北小委員会等の結果についてでございます。

【番場課長補佐】 それでは、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【参加者】 すいません。今、説明があったように、ゼロ歳魚の漁獲が増えないようにすると。私たち長崎県、特に対馬、壱岐、五島などもそうだと思うんですけど、ゼロ歳魚の小型魚が主流な地域も結構多いんですよ。そういったところに対してはどのような考えを示しているのか、今、お聞かせ願いたいです。

【福田審議官】 具体的にどうしていくかという話については、今後、県庁さんを通じて、場合によっては対馬、五島の皆さんとも相談しながら考えていきたいと思っています。

小型魚全体が問題視されているというよりは、2キログラム未満のゼロ歳魚の漁獲が特に懸念されている状況だと思います。養殖に向けられる部分については、2キログラム未満のものを曳縄さんを中心に種苗として提供されるというのはもうやむを得ないと思います。それはもう養殖種苗として商売されている話でしょうから。一方で、市場向けとされているもの、既に長崎県の中で1.5キログラム未満については市場に揚げないという取組をいただいています。それは県の資源管理計画ですか、その中でやっていただいていますけども、それを実施いただくとともに、場合によっては2キログラムということを焦点に置いて、もう一歩何か取組ができないかどうかについて相談させていただきたいと考えております。

小型魚は30キログラム未満ですので、2キログラム未満だけのために、3キロ、4キロ、5キロ、6キロ全て同じような形で扱われるというよりは、しっかりと日本としても2キログラム未満というのを削減したんだと、努力をしたんだということを見せた上で、次の増枠交渉のときに小型魚の増枠についても、やったことを見せながら協議の方に当たっていきたいと考えております。

市場向けの2キログラム未満というのはそんなに市場価値が高いわけではないでしょうし、限られた枠だと思いますので、そこはまた皆様と相談しながら、何ができるかということについては考えていきたいと思っています。

【参加者】 ありがとうございます。それは、今度の令和7年度の管理期間から考えていこうということによろしいんですか。

【福田審議官】 タイミングについてはいつまでということではないですけども、当然、新しい枠の配分の議論も多分出てくると思いますし、我々としても小型魚10%増枠して、その結果として2キロ未満が増えるということは避けたいと思っていますので、なるべく早い段階でそんな話合いをしていければと思っています。具体的には県庁さんなどを通じて相談をしていきたいと思っています。

【番場課長補佐】 お願いします。

【参加者】 先ほど福田審議官から2キロというお話がありましたけど、本当にそれは市場価値のない1.5などの魚を揚げるよりも、私も個人的には漁業者として大賛成です。しかし、ここで一つだけお願いがあるのは、養殖に入れる種苗用の魚だけは、うちの漁協も確かに今現在でもマグロ養殖だけで取扱いが30億を超えてあります。そういった中で、これを2キロ以上ということになったら今、实际的に、承認船は1隻当たりが三百四、五十キロなんです。そうすると、2キロの魚になったら、入ってしまいません。自分たちの漁協の持分のキロ数ではですね。養殖もやはり尾数が足りなくなります。養殖業者も釣りも。ですから、そのところだけは先ほど福田審議官が言われたように、養殖用の種苗用としてだけは1.5などでも認めていただきたいと。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

【福田審議官】 今回のやつは、2キロ未満を捕るなということではなくて、増やすなということで、増やさないように努力するということです。養殖については既に池込みで、尾数などについてもそちらの方で管理をしている部分がありますので、やはり市場揚げの方ですね。もし2キログラム未満の魚を市場揚げしているということあれば、そこについて何か一歩進んだことができるかどうか、そこを検討していきたいと思っています。養殖について難しいことは重々承知しております。

【参加者】 ありがとうございます。

【番場課長補佐】 その他いかがでしょうか。そしたら、右側の……。

【参加者】 承認制マグロの曳縄許可証では1キロと書いてあるんじゃないんですか、昔。それで、やがて山口県内でも、曳縄で沖に出たときに油代もかかるからと言って、1.5キロとかで決めているんですけど、それを国からもう2キロ以下は売るなというふうに持っていったら良かった方が。漁業者同士ももめるんですよ。1.5、1キロとか小さいのを持って帰る人もいます。それはきっちり国から、養殖を除いて2キロ以下は売るなというふうに持っていったら良かった方が、漁業者としても中で揉めなくて済むので、その方に僕らはお願いしたいと思います。

それと、今回増枠交渉をするに当たって、次また数年後に、増枠交渉は何年後かとか決まっているんですかね。

【福田審議官】 1点目の話については、ちょっとそれができるかどうか、県庁さんとも相談しながら、どのような対応ができるについては検討してみたいと。ただ、御意見については十分留意して、どういう方向で対応していくかについては考えていきたいと思っています。

増枠交渉の次の時期というのは特に決めるはないです。ただ、資源評価は、次は基本的には

3年後になります。そこが一つのメルクマールになるかと思います。

もう一つには、漁獲管理ルールというのをある程度決めて、資源をどこまで増やしたいかと。今20%を超えたわけですけども、それを30%まで増やすのか、アメリカなんかは40%まで増やすべきだとか言っているんですけど、我々はもう20%超えたんだから、今でも十分なんじゃないのかと。そういった全般的な漁獲管理ルールが決まると、次の枠の見直しのタイミングというのも自ずから決まってくると思います。

今、具体的に何年後になるかというのは申し上げにくいですけども、一つのメルクマールは、次の資源評価がある3年後というのは一つのあれでしょうし、そういった中長期的な一定の管理ルールというのが決まれば、それに応じて漁獲枠の管理の見直しというのが起こる可能性はあります。またその辺の情報交換はさせてもらいながら進めていきたいと思います。

【番場課長補佐】 その他いかがでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

【参加者】 水産庁さんの方は今、クロマグロがどれだけ増えたか、20%、30%と言っていますけど、対馬海峡ではもう今、6月、7月はものすごいんですよ。産卵時期でもあるし、イカ釣り漁業者は大きな打撃を受けて、今後3年後には増え過ぎて生態系もすごく変わってくると思うんですよ。海の中のイカなどは何かもうおらんことになってしまうのではないかと漁業者は心配しています。そこら辺を今後、水産庁はどう考えているか、ちょっと説明をお願いします。

【福田審議官】 まさしくその議論というのは、どこまで資源を増やしたらいいんだということだと思います。環境保護色の強いアメリカなどは40%や50%と言うんですけど、おっしゃったみたいに今でもイカ釣りされているときに、イカを捕りに来たり、あるいは漁具に損害を与えたり、そんな話をよく聞いています。マグロばかりが増えて、それ以外の魚を全部食べてしまうのではないのかと。もう生態系そのもののバランスがおかしくなるのではないのかという御意見も頂戴していますので、そこは現場の意見も踏まえながら、そんなに高い目標を掲げるべきではないと。だから、一定のところの資源の水準で、安定的に管理できるような形で長期ルールを今後つくっていくんですけども、そんな中で考えていきたいと思いますし、今おっしゃった意見なども十分留意しながら対応していきたいと思います。

【参加者】 ありがとうございます。やはり、この問題は沿岸漁業者に寄り添いながら、きめ細かな配慮をお願いしながら進めていってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

す。

【番場課長補佐】 その他いかがでしょうか。

ウェブの方も、もし御質問等ございましたら挙手を上げておいていただけるとありがたいです。いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【番場課長補佐】 そうしましたら、次の議題に入る前に10分ほど休憩を挟みたいと思います。3時から議題3を開始したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（ 休 憩 ）

【番場課長補佐】 それでは、議題3の方を進めさせていただきたいと思います。

引き続き、ウェブの方に音声聞こえづらい状態となっていて、大変恐縮ですが、ちょっと私も声を大きめにしゃべるようにしますし、少しゆっくりしゃべるように気をつけたいと思いますし、御発言のときもできれば少しゆっくり話していただけると助かります。よろしくお願いいたします。

それでは、議題3、国内配分に関する今後の検討スケジュールについて御説明をさせていただきます。

資料は、引き続きの資料の10ページを御覧ください。

今後の検討スケジュールということで、先ほどの議題2で国際の方のスケジュールはまだ決まっていなくて、12月に最終決定というところがございますけれども、並行して、仮に増枠した場合ということで検討を今後進めていきたいと考えております。

今後、水産政策審議会資源管理分科会の下にくろまぐろ部会が設置されておりまして、これをまた開催をして、配分の考え方を、今現在もこの「配分の考え方」というのがございまして、これに基づいて配分しているところですが、その修正等を検討していくことになってございます。

そのスケジュールは下に概要を記載してございます。まずはこの8月にブロック説明会を、ここに書いてあるとおり5か所で開催して、北小委の結果を踏まえて国内配分について皆様から意見をいただきたいと思っております。

そういったいただいた意見を踏まえまして、9月以降、今現状だと3回程度と考えておりますけれども、くろまぐろ部会を開催しまして、この配分の考え方の検討を進めていく予定です。

そうしまして、11月28日から12月3日にかけてWC P F C年次会合がございまして、ここ

で増枠がどうなるかについて決定されます。決定をした後、配分の考え方も取りまとまってきたところで、TAC意見交換会、それから、水産政策審議会への諮問を経て、令和7管理年度の配分が決定をされます。

その翌月、2025年の1月から大臣管理の令和7管理年度が開始しますし、4月からは都道府県（沿岸漁業）の方の令和7管理年度が開始をされるというスケジュールとなっております。

続いて11ページ目を御覧ください。

これから皆さんから配分等に御意見いただきたいと思っておりますけれども、まず、今の令和6管理年度の配分というのは、「令和4管理年度以降の配分の考え方」に基づいて配分を行っておりますので、その概要を説明させていただきたいと思います。

今御覧いただいている表の一番左側から説明をさせていただきます。まず、小型魚、大型魚とも基本的な考え方ということで、国内配分についても現在はWCPFCの基準年2002から2004年を基本としてございます。それに近年の漁獲実績を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分するというのが基本的な考え方となっております。

それから、その下に赤字で書いてございますのが、15%増枠が実現したときに入った規定ですけれども、かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等につきましては、この増枠前は、WCPFCの基準年に比べると少ない数字となっております。これを平均漁獲実績の数量以上の配分とするというような規定が組み込まれております。

それから、一つ右に移っていただきまして、都道府県ごとの配分については、現在小型魚は2010年から2012年の実績が基準となっております。それから、大型魚の方は2015年から2017年4月から翌年3月、年度の漁獲実績が基準となっております。これが配分のベースとなっております。

それから、もう一つ右に行っていただいて以降が配慮すべき事項は留保から配分するとなっております。配慮すべき事項等が記載されているものとなっております。

配慮すべき事項を小型魚の方から説明をしますと、まず上の一番最初の1ポツ目ですけれども、留保については、国が100トン程度を留保することとしておりまして、100トン程度今も留保している状態となっております。

それから、2ポツ目です。小型魚から大型魚への振替が可能となっておりまして、令和4管理年度以降は1.47倍で振替できるという措置も加わったということで、我が国全体として振替量400トン以上を目指すというのが配分の考え方に記載されております。これに基づい

て令和4年管理年度以降、毎年400トン以上は小型魚から大型魚へ振り替えているという実態となっております。

それから、3ポツ目です。この令和4年に増枠した際、留保を100トンということで小型魚は留保を減らしたということになりますけども、そういったものについては、沿岸漁業に対して配慮を行うという規定になってございます。

続いて大型魚の方ですけれども、1ポツ目、沿岸漁業に対して配慮して、当初に上乘せ配分をするという規定。それから続きまして、大型魚については、平均漁獲実績ではなくて最大漁獲実績を重視して配分をしております、それに基づいて当初に上乘せ配分をするという規定がございます。

それから、3ポツ目と4ポツ目はいずれも混獲回避等ですけれども、3ポツ目につきましては、配分量が少ないとか漁獲管理が難しい都道府県に対して一定の数量を配分する。4ポツ目は、混獲が想定されている漁業種類（かじき等流し網漁業）に対しても一定の数量を上乘せ配分するというものです。

それから、5ポツ目は、小型魚から大型魚に振替えた管理区分に一定数上乘せ配分をするというもの。

最後がまた同じく留保ですけれども、小型魚と同様に留保については、大型魚の100トン程度を保持するという事となっております。

それから続いて、資源評価に用いるデータへの配慮が必要というのが記載されております、具体的には二つございます。一つ目は曳縄です。一部地域の曳縄漁業に対して、上乘せ配分をするというのがございます。実際に、現状はこの規定に基づいて上乘せ配分は一部しているという状況でございます。

それから次が、資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができるという、できる規定で記載されているものがございます。ただ、具体的には令和4年以降、この規定を使ってどこかの管理区分に留保から上乘せ配分したということとはございません。できるというのが記載されているということとなっております。

それから、また一つ右に行ってください、次は未利用分の繰越しの取扱いでございます。よく追加配分などと呼ばれているものとなっておりますけれども、繰越しに係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮、それから、資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うというのを基本としております。実態は小型魚、大型魚に

つきましても、今現在この繰越しについては、漁業者の皆さんは御存じかもしれませんけれども、国全体としては17%を繰越せることになってございまして、そのうち10%については、それぞれの管理区分で繰り越せる、都道府県であればその県で繰越せることになっております。それ以上余ったものについては、一部1回留保に繰入れさせていただいて、その後、小型魚、大型魚とも沿岸漁業の方に優先して配分している状況となっております。

簡単ですけれども、これが今の配分の考え方となっております。

12ページ目を御覧ください。これまでの国内配分の変遷ということで、上が小型魚、下が大型魚で表を載せております。

見方を説明させていただくと、まず一番左側が漁業種類です。管理区分の漁業種類となつてございまして、次の「a」のところがWCPFCの基準に基づいて2002年から2004年の平均漁獲実績で、小型魚についてはその半分の数量、大型魚については2002年から2004年の平均漁獲実績というのを載せてございます。

基礎的な配分ということで、次の一つ右のところに2019年の当初配分の数字がございします。公的な管理が始まったのは2018年、法律に基づくTAC管理が始まったのは2018年からですけれども、当時はまだこの配分の考え方というのはございまして、今のこのくろまぐろ部会に取りまとめた配分の考え方に基づいて配分が始まったのが2019年ということで、ここには2019年を載せてございます。

続いて、もう一つ右に、最近、一番近年の令和6管理年度の基礎的な配分というのを「b」というところで数字を載せてございまして、一番向かって右側が「a」と「b」の増加率を載せてございます。大型魚についても見方は同じですので、ここはあくまで参考ですけれども、御覧いただければと思っております。

13ページ目を御覧ください。「配分の考え方」の見直しにおいて議論が想定される主な事項です。

これは、水産庁の方で、こんなことが想定されるだろうというのを載せているだけのものになりますけれども、これから皆さんに意見をいただく上で、まず紹介をさせていただければ、想定される主な事項として、まずは配分の基礎がございします。現状で言えば、WCPFCの基準年2002年から2004年が基本となっております。

それから、配慮すべき事項としては、現状では沿岸漁業への配慮、それから漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）、それから資源評価に用いるデータの収集への配慮というのが項目として上げられております。

繰越しルールについては、今ほど少し説明しましたがけれども、各管理区分の繰越しは10%を上限としておりまして、その残りは留保へ繰入れた上で沿岸漁業へ配分しているというのが現状でございます。

それから、国の留保については、小型魚、大型魚とも100トン程度を留保し、そのうち大型魚については40トン程度で遊魚の管理の方を対応しているというのが現状となっております。

それから、小型魚から大型魚への転換対策、振替規定についてですけれども、これも現状では我が国全体で振替量400トン以上を目指すということになっておりまして、実態もそれ以上を振替えている状況となっております。

それから最後、参考というところで、配分の考え方の抜粋を記載しております。説明をさせていただくと、今現在の配分の考え方の中にも、増枠時の対応ということで、増枠した場合のことについては1パラグラフ言及されているので御紹介させていただきます。

具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や捕り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきであるというのは現在の配分の考え方にも記載がされてございます。

なので、今後配分の考え方は、くろまぐろ部会も含めて検討されていくことになりますけれども、当然この今書いてあるもの、増枠時の対応というのは、これから検討していく上でもベースになるものなので、皆さんの中で沿岸漁業へも配慮してほしいというのは御意見としてたくさんあるというのは承知していますし、ここにも記載されているとおり、沿岸漁業への配慮というのが無くなるということは多分ないというか、ほぼないと思っております。もし御意見をいただく場合に、どんな意見でもいいですけれども、その配慮をする上で、どんな方法がいいとか、配慮してほしいという以外にも具体的な御意見があればいただけると、すごく今後の参考になるのでありがたいなというのを少し補足させていただきます。

以上が私からの説明となります。御意見、御質問等あればよろしくお願いいたします。

【参加者】 このマグロの管理が始まって、ここに書いてある、まさしく私が当時担当のときに、この2002年から2004年の漁獲基準がこの今の数量になってしまいました。国や県の方から何もなく、漁協が漁獲したクロマグロの報告をしたら、それがもう枠となってしまう、今非常に後悔しています。

もうまさしく、今ずっとと言われる配分の基礎、2002年から2004年、ここが大きな問題であって、例えば対馬海区はずっと今までイカも出ていますけど、もうヨコワに依存して、漁民がもうヨコワしかない、クロマグロしかないということで漁獲をしておりますので、自分たちの海区の実績を上げて、少しでも枠をもらうように一生懸命頑張っていますが、なかなか思うように今までも増えてきませんでした。

そこで、今、番場さんが言われたように何か案があればということで、私は、例えば直近5年間の実績や直近3年の実績というようなことで、配分の基礎をまず見直しをお願いしたいと思います。以上で終わります。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【参加者】 発言をいたします。よろしくお願いをいたします。

配分について、大きく沖合と沿岸があります。令和6年度を参考にさせていただきますが、令和6年度の沖合のトン数と沿岸のトン数をちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしゅうございますか。今現在、今年の、沖合と沿岸のトン数。

【番場課長補佐】 12ページの令和6管理年度の基礎的な配分というところを御覧頂ければと。

【参加者】 何%になっとつとかいな。

【番場課長補佐】 パーセントですか。

【参加者】 うん。令和6年度は沖合の方が多くなかったと？ 大型魚ですよ、聞いたのは。

【番場課長補佐】 大型魚は数字が多いです。

【参加者】 はっきりした数字じゃないですが、令和6年に追加が2,000トンになっているわけですから、1,500トンと500トンじゃなかった？ 沖合が1,500トン、沿岸が500トン。

ということでございますので、よろしゅうございますか。令和7年度については、その逆をいつていただきたいと思います。2,800トンあるわけですから、2,000トンを沿岸に、そして800トンを沖合にということで、交代交代、1年交代で変えていただきたいと思います。

というのは、水産庁に言いたいのは、沖合はまき網と大型の流し網ですね。沿岸は釣りだけじゃないわけです。定置網があるわけです。定置網には沖合のまき網ぐらいの水揚げの数量が上がります、はっきり言って。それは私が前もって水産庁の番場さんに。これは推定の数字ですから、ここに箱崎のところでは定置網に270匹とあるのですが、その3倍ぐらい揚がっているわけです。まだ報告をしてないものがありますから。箱崎だけではありません。五島から対馬の定置も全部そうしたことで入って、どうにもならない状況の中であつたわ

けでございますから、沖合のまき網だけが大きく数量を上げているわけではないということを理解していただきたい。

それをもって今度の配分によって、沖合と沿岸を分けるときには、沿岸に3分の2、沖合に3分の1というぐらいに分けていただくことはできませんでしょうか。お願いをいたします。よろしく。

【番場課長補佐】 はい、ありがとうございます。御意見として承知しました。

今すぐ、分かりました、それで配分しますとはもちろん言えないです。おっしゃりたいことはよく分かりました。事前を送付いただいた放流量、色んなところでたくさん放流されているということで数字もいただいております。そういうのも加味して沖合、沿岸の配分を考えてほしいというのと、2,800トン、多分これは増枠分の数字だと思いますけれども、具体的に言えば3分の2は沿岸にして配分してほしいという御意見だと承知しました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

【参加者】 2点あります。

まず、配分基礎の年、2002年から2004年のお話をされていたのですが、僕、この頃、小学生で全く漁業に携わってない年がこの配分基礎になるというところで、若い人からしたら少し不平等かなというところがあるので、ここはぜひ検討していただきたいというところ。

それと、増枠時の対応で、過去の漁獲実績を考慮しつつというところについて、漁獲実績を考慮することとなら、他の不正の実態や乱獲した実績というのものもあると思うんですよ。この漁獲実績だけを焦点に考慮するのではなくて、そういった不正や乱獲というのを考慮して配分すべきかと思います。

以上です。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

ちなみに、その乱獲の部分については、要は漁業種類ごとの過去の漁獲数量をおっしゃっている。

【参加者】 そうです。

【番場課長補佐】 分かりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

【参加者】 私からも2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は大型まき網操業のことについてです。福岡県は枠がもの凄く少ないです。1匹でも余計に捕ったらすぐ県からストップ命令がかかります。そのストップ命令がかかった後でも、うちの福岡県海域で他県の大型まき網が堂々と何日も操業しています。水産庁の方はその状況をどう思われますか。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。大中まきが福岡の沖で操業されているということですね。

【参加者】 福岡の海域でやっています。

【番場課長補佐】 福岡は確かに大型魚の枠が今少ないですけども、それぞれ今皆さん枠の中で操業していただいている、福岡の沖は駄目だということには多分なっていないと思いますが、いずれにせよ、今現状は過去の捕ったもの、実績をベースにして数量配分していて、その中で皆さん操業されている状況だと理解しています。

【参加者】 ただ、あなたがその立場になってね、そこにマグロがおるとよ、福岡県の海域に。我々はもう捕られんとばい。捕られんで、他県の大型船が来てどんどん捕っていく。何かおかしいと思いませんか。枠が枠と言われるますが、その辺をよく考えてくださいよ。地元の水産業者が一番に捕らないかんでしょう。他県から来て、かつさらって、我々はいいい気持ちせんでしょう。

【番場課長補佐】 はい。お気持ちは分かります。ただ、今のこの制度の建付けで言えば、クロマグロはその地域で獲り控えたらその地域の資源が増えるという資源ではありません。日本は日本中、全体を回遊しますし、アメリカまで行って帰ってくるような魚で、要はその地域だけで守ってもなかなか資源が回復するという資源ではない、クロマグロはそういう資源ではないので、全体で数量を決めて、それぞれ国内で配分をしてという管理制度になっていて、地域ごとに、そこだけで管理をすればいいということになっていないので、全体で数量管理をしていて、その数量の中であればどこで獲っても資源への影響は変わりません。

ただ、おっしゃりたいこと、気持ちはよく分かります。自分の目の前に資源がいても捕れないのに、他の漁業で捕っているのがなかなか納得いかないというのは分かるんですけども、一方で、そこだけで守って資源が減ったり増えたり、そこだけの状況で影響が出てくるかというのもまたちょっと違う資源なので、どうしても全体で管理していくというのが必要になってきているというものです。

【参加者】 納得しませんが、では2点目に行きます。

同じように、漁業者は枠を消化したら、すぐ県から同じようにストップがかかります。その漁業者は捕っていけない、でも遊漁船は捕っていいじゃないですか。同じ海域で、また同じことです。漁業者が一番捕らないかんとに、遊漁船は枠が違うからまだ捕りよと。なら、どういう枠ねと聞いたら、国内全体で40トンとか、そういうふうな決まりと。

遊漁船の実態とかは把握できるとですかね。さっき、1番か2番でそういう遊漁船の枠もちゃんと将来把握せないかんとか、そういう話がありましたけど。今どういう方法、遊漁船の届出は報告制か何かでしょう。何か管理する方法をですね。例えば県に委託して管理するとか、ちゃんとやってもらわんと、何か野放しのような気がしますけど。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

前の議題でも話になりましたけれども、今おっしゃるとおり広調委の中で40トンとなっております。それも、さっきも説明しましたけども、管理も令和3年から始めたということで最近のものになります。

管理強化は必要だと思っていますし、この遊漁の管理について、これまでの経緯を簡単に説明させていただくと、要は令和3年にやはり遊魚の方も管理が何かしら必要だろうということで、まずは実態を把握しようということから始まったのがスタートになります。

令和3年に遊漁から報告を求めるときに、当初、我々水産庁もそうですけど、国全体で遊魚でクロマグロを釣るというのは年間五、六トンあればそれで足りるだろうと思っておりました。ただ、管理を始めたら、すぐに10トンを超えるような報告が出てきて、全然我々が予想していたよりも遊魚による採捕というのが多かったんです。最初、令和3年は急遽20トンという上限を設けて、すぐに採捕停止になりました。それ以降、次の年からは、今の管理の中で留保が100トンと決まっている中で、この中でどれだけ対応できるのかということ、少なくとも50トンは漁業の方に、日本全体で超過するというリスクを防ぐためにそもそも留保があるので、50トンはそこに充てるべきだろうと。その他、大学の調査や学校の調査といった調査の枠として10トンぐらいは必要だろうと。残るのは40トン、これがもう今の配分の中で遊魚に充てられるというか、その他で無理くり出せるものとして、限界として40トンということで今管理をしています。

特に今、それは届出制や許可制などにもなっていないくて、おっしゃるとおり報告だけを求めているので、実態が全部把握できているかと言われると、多分そんなことはなくて、まだこれでも発展途上の状況にあると思います。

ただ一方で、この40トンにしても、機関別にトン数を分けていますけれども、これでも遊

魚の期間が始まると数日で採捕停止になってしまうという状況です。でもやっているじゃないとか、疑義情報も我々たくさんいただいている状況で、随時対応はしている状況ですけども、いずれにせよ、まだまだ対応できていない部分というのはあると思っております。

その中で、先ほど県を通じてとかという御意見もありましたけども、今我々として資源管理の新たなロードマップの中に新たにこの遊魚という項目を設けまして、クロマグロについて特出しして言及しているんですけども、クロマグロ遊魚については届出制というのも含めて今後検討していくというのを記載して公表しております。その届出制も含めて、これから検討していきたいと思っております。

【参加者】 しっかりやってください。

【番場課長補佐】 はい。ありがとうございます。

いいですか。そしたら次の方。

【参加者】 今後の配分についてちょっとお伺いしたいんですが、2018年からこのTAC管理が始まって以来、沿岸の漁業者は承認船が2万隻おる。そういった中で、小型魚に関しては1,317トン、大型魚に関しては733トンです。片や、大臣許可にしては、25か統で小型魚が1,500トン、大型魚に関しては3,063トンあります。

そういった中で、先ほど小川さんの方からも厳しい罰則をするというような説明がありました。それは、私たちもいろいろ報道でも聞いておりますが、大間あたりのいろいろな漁業者があった。しかし、その犯罪者、犯罪者にしたのは、少しはあなた方水産庁のこの管理の配分の中に含まれているんですよ、あなた方がしてきたことがですね。

そういった中で、2018年のTAC管理が始まったこの当初の配分で、今後もされるのか。また、あなた方に言っても無駄かと思いますが、一応聞き入れて、今後、水政審の審議会の方に、ぜひこのような沿岸漁業者の声を届けていただいて。じゃないと、ここに水政審の役員さんは誰もおらんでしょう。私たちの声は届かないんですよ。であれば、あなた方から届けていただきたい。

それともう1点言いたいのは、これまで沿岸の漁業者、私は長崎県の対馬ですが、特に対馬、対馬のみならず五島、壱岐、全て、多分山口県もそうだと思いますよ、小型魚は大いに厳しい管理の中で、我慢を強いられてきて、我慢をしてきました。その8年間の中で、これだけ大型魚が回復してきた。だから、水産庁の方々もWC P F Cの北小委員会で頑張った、頑張って、50%の大型魚にしてもね、その配分を取ってきたと思う。それはよく頑張ってくれていると思いますよ。しかし、これだけ沿岸の漁業者が苦しい思いをして、そして8年間

耐えてきた。そして、これだけ資源が回復したのであれば、今度は沿岸漁業者の方に、この配分を大きく向けるべきじゃないかと思うんですよ。

しかし、この声は水政審の先生方に私たちから届きません。ぜひこのようなことをあなた方も北海道からずっとこの同じことを言われてきていると思いますよ。多分、どこのブロックでも最終的に沿岸の漁業者が言われることはみんな同じだと思います。ぜひ今度の配分のときには、沿岸漁業者に全面的に配分を持っていくように水政審の先生方をお願いをしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。御意見、承知しました。

同じように前の方でも意見をいただいております。今後そのいただいた意見で同じようなものは我々が整理して、くろまぐろ部会に届けるわけですが、一方で、この我々が整理したものできちんと全部反映できているかというのは怪しいという御意見ももちろん当然いただいております。そういうのもあって今回のこの会議は全部議事録にして、全部公表して、皆さんがどういうことをおっしゃっているのかというのは分かるようにしていきたいと思います。御意見、承知しました。ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

【参加者】 先ほどの意見と同等になると思うのですが、やはり先ほども出たんですけど、この追加配分をどうのこうのではなくて、当初の配分の在り方をいま一度見直して。番場さんもこの間東京で言われたと思うんですよ。やはり、この9年、10年で一番苦労してきたところ、一番捕り控えたところに、この増枠が可能になれば配分をするのは当然のことだと。これは水産庁の資料や水産政策審議会の会議資料、その中にもきちんと文書として含まれています。そしたら、どこにどれだけ配分をすればいいのか、それを捕り控えだとか、決して大型漁業ではないですよ、沿岸の私たち漁業者なんですよ。特に、私はさっきも言ったように長崎県の対馬です。この規制当初前からずっと小型魚を捕って生活してきました。でも、突然のこの規制により小型魚を捕ることはできない。何とか資源が回復してきた。ここ近年は大型魚100キロを超えるマグロが5月から7月ぐらいに物すごい量でやってきます。でも私たち対馬は、大型魚で捕れる魚が年間5トンしかありません。承認船が900隻ぐらいいます。長崎県の大半を対馬は占めていると思います。でも5トンですよ。大体割ったら幾らになるか分かりますよね。計算はしてないですけど、1隻1匹、捕れるか捕れないか、そんな状況なんですよ。

ぜひ、これからくろまぐろ部会が3回程度開催されると思いますが、沿岸に当初の配分をもう一度見直して、先ほどどなたか言っていたと思いますけど、今度は沿岸重視のもの凄い配分を下さい。沿岸に必ず。期待しています。なおかつ、捕り控えて苦勞したところに多く配分をやってください。

以上です。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。御意見承知しました。

その他ありますでしょうか。

【参加者】 ちょっと待ってください。御意見をじゃなくて、意見をちょっと聞かせてください。今の自分の意見に対して。

【番場課長補佐】 はい。今後の配分の要望についてだと思っております。今ここで、何というか、これからくろまぐろ部会も含めて検討していくものなので今すぐ、分かりました、そこでじゃあこういうふうに配分しますと、私がここで決められるものでもないで……。

【参加者】 それであれば、せめて努力をすると言ってください。

【番場課長補佐】 分かりました。皆さんの御意見をなるべく……、なるべくというか、漏れがないように、くろまぐろ部会での検討に上げていくというのは努力したいと思います。はい。よろしいですか。すみません。ありがとうございます。

そしたら、よろしくお願いします。

【参加者】 ありがとうございます。大中型まき網の立場で発言をさせていただきたいと思っています。

まず最初に、今回水産庁の交渉団の皆様が増枠を勝ち取っていただきましたことに対して、感謝を申し上げたいと思います。換算係数や繰越しについても一般ルール化が合意されたということで、あわせて感謝を申し上げたいと思います。

クロマグロにつきましては、沿岸漁業ばかりではなくて、大中型まき網にとっても経営上、大変重要な魚種になってきております。特に日本海においては、夏場のアジ、サバ、イワシが不漁になる時期に大変貴重な魚となっておりまして、売上げ構成比もどんどん重要性が増して比率が上がっている状況でございます。

また、太平洋においては、ここは九州ブロックの会議ですけれども、太平洋においても近年、サバであるとか、スルメイカであるとか大変記録的な不漁になっております。というようなことがありまして、クロマグロの重要性が非常に増してきている状況でございます。

さらに、混獲が非常に多くなっておりまして、他魚種の操業時に混獲する割合が非常に多

くなっています。こういう観点からも増枠が必要な状況であります。例えば道東のイワシ操業は今最盛期でありますけれども、イワシ操業の中にクロマグロが入るということで、一定の混獲枠が必要な状況というのがありますし、日本海のアジ、サバ操業でも同じ、九州でも同じと、こんなような状況でございます。

先ほど来、沿岸の皆様から沿岸への優先配分ということで発言が続いておりますけれども、まき網漁業は小型魚、大型魚いずれにおいても、沿岸や国の留保に相当量の抛出してまいりました。参考資料の方ですけど、32ページと33ページを御覧いただきたいと思います。こちらの方には、大中型まき網が過去、留保に抛出してきた経緯が記載されています。一つ一つは御説明を申し上げませんが、私どもは今の配分については、私どもの大中型まき網の相当量の留保への抛出がベースになって、これが原資になって現在の配分が成立をしていると、固定化されていると認識をしているところでございます。

したがって、私どもといたしましては、今までの相当量の留保への抛出というのは受入れつつ、しかしながら、新しい今回の増枠部分の配分については、公平な配分を求めるものでございます。数字としては、説明資料の12ページの現在の配分、「B (b)」欄の数字を基に、大型で言えば50%、小型で言えば10%という公平な配分がなされることを望むものでございます。

基本的にはそういう立場で大中型まき網としては考えているところでございます。以上であります。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。少々お待ちください。すいません。

【参加者】 今、大中まきさんから何か言われたけど、この資源保護に取り組まないといけなくなった根本は、大中まきさんの乱獲によるものとはっきり言って私は思っています。いろいろ今まで抛出されて、何か禊は済んだみたいな言い方をしているけど、もともとしなければいけなかった責任は大中さんだけではないだろうけど、8割、9割はそっちじゃないかなと僕は考えております。

それで、もう1点、基礎配分の元の年度ですよ。その配分を見直してもらわない限りは、山口県も国がそこやから、その配分で山口県もやりますよと言うて、公式には実際トンを山口県は言っていないけど、大型魚は一本釣りやはえ縄は実質ゼロです。今年振替えられて、初めて大型魚は7トンぐらい釣らせていただきました。

今までは、福岡県の人も言っていたけど、イカとか何とかで成り立ってきたんですよ。

僕はもう漁師を30年から上やっているけど。その頃は大型魚やヨコワがいても、イカが捕れて周年仕事ができよかった。今ここ数年は大型魚が現われたらケンサキイカが全く捕れなくなる。

大型魚を守るために水産庁は小型魚を捕り控えてくれと言うわね。その小型魚を捕り控えて努力したけど、私らは釣られんよね、配分枠がないから。だから、基礎配分を今までどおりにするのではなくて、1.5倍になったのだから、1はそのままでも、あとのこの度増枠した部分は、福岡県さんが言っていたように、枠がないところを優先的に、しかも、長崎県が言っていた昔からヨコワでやっていて捕り控えているところに、優先的に配慮してもらって、その後、まき網と思います。皆さん違いますか。

以上です。

【番場課長補佐】 はい、ありがとうございます。

その意見をいただく上での確認ですけど、多分山口県さんで言うと、大型魚に比べると小型魚の方が多いですよ。小型魚を我慢しているので大型魚の方を増やしてほしいということですか、そういうこと……。

【参加者】すごい港の中に入ってくるんですよ、100匹ぐらい。

【番場課長補佐】小型魚も増やしてほしいということではなくて……。

【参加者】大型魚です。

【番場課長補佐】大型魚の方を増やしてほしいということですか。

【参加者】山口県はマグロがサケみたいに川を上るんやけん。

【参加者】港の中に100キロぐらい迷い込んで今年は泳いでますからね。港から見えるところで真っ白になって、クロマグロが白浮きになるんですよ。

【番場課長補佐】おっしゃりたいことは分かりましたので、ありがとうございます。

その他、そしたら、こちらで。

【参加者】ちょっと国の留保枠の中からの新規就業者に枠を、県からの留保枠ではなくて、国の留保枠の中から、新規就業者、後継者を育てるためにも枠づくりをしていただければと思っていますが、どうでしょうか。

【番場課長補佐】それは、ちょっと今、それをすぐできますということも言えないですけども、お考えとしては、今この配分の考え方を見直す上で基本は多分同じように都道府県さんへの配分とか、大中まきさんも含め大臣管理へこの基本は踏襲をしていくんですけど、新たに別途、日本全国、1個で新規就業者の枠を作るということでしょうか、ちょっとどう

いう……。

【参加者】 特に沿岸漁業者ですね。一本釣り、延べ縄とか、そんな小型船の新規就業者がおられるじゃないですか。今後、漁業者になるために努力している人たちに、やはり国の方から後継者をつくりなさいという指導の下にみんな頑張っているんで、そこら辺は、県の留保枠からではなくて国の留保枠の中から、新規就業者が許可を取って、国の留保枠を配分していただけないかということですけど、どうでしょうか。

【番場課長補佐】 各県さん事情は違うと思いますが、多分各県さんに配分した枠の中でどうするかというのを検討していただくということになっていて、それだと実績に基づくから、配分……。

【参加者】 いや、新規就業者の場合は実績がないじゃないですか。だけん、国の枠が余ってじゃないですか。県の枠はみんなに少しずつ沿岸漁業者に配分したりするので、その枠が足りないような状況なので、それだから国の留保枠の中から後継者に対して少しでも枠を与えてもらえませんかという話です。

【番場課長補佐】 分かりました。ありがとうございます。おっしゃりたいことは分かりました。留保かどうかは置いておきということですよ。それを入れられるかは、すいません、保証できるものではないですけども、留保というよりも、配分の考え方も含めて、これが新規就業者に対する配分だとか、そういった何かしらの今のこの実績に基づく配分以外に、何というんでしょうね、考えてほしいと……。

【参加者】 そうですね、それをぜひかなえてもらいたいなと思ってですね。

【参加者】 特枠ですたい、特枠。私なんかと言えば特枠。要するに新規就業者、新しく国がやらせるけんですよ。

【番場課長補佐】 少々お待ちください。御意見は承知しました。もしあればマイク通じていただけると。

【参加者】 すみません、先ほどの方と一緒になんですけど、新しくやる、そしてクロマグロが増えています。去年から今年にかけて大型魚が増えてますね。今までマグロを釣ったことがない、マグロ漁をしてなかった人も、さっきも言われるように、イカ漁とかして、イカ漁も駄目という中で、そんなら俺もクロマグロの大型魚を釣ってはいけないのかなという人がおるわけですよ。その中の枠なんですよ、今言われるのは。それは新規で、新しく若い者が後継者として、新造船を造ったり購入したりして独立して、何千万もかけて船を造るわけですよ。その中で、せっかく今、クロマグロの大型魚がおるのに、それを釣れないと

いうのもちょっと……。船を造ってやろうとしている若者に、まあ若者ばかりではないと思うんですけど、それに夢も与えてやりたいですね。どうでしょうか。

特枠ですたい。特枠で何とか国の枠を分けてやれないものかという意見ですね。私もそれに同感です。よろしくお願いします。

【番場課長補佐】 御意見、承知しました。

【参加者】 今、日本枠は16%あるとやろう。全体の16%を大型魚が。

【番場課長補佐】 これから考える配分の建付けがどうなるかというのは分かりませんが、今、今の国の留保は、先ほども説明したとおり期間中は100トンですね。大型魚で言えば、さらにその中から遊魚対応として40トン取っていますので、60トンが国の留保になっています。それも全部無駄になっているということではなくて、残ったまま翌年にその留保分は繰越されていって、また同じように国は留保を100トン取るんですけども、その残った分以外は全部今、繰越して沿岸の皆さんの方に配分しているという状況になります。

なので、ちょっと今おっしゃっていたのがどうできるかは、今、私の中では、新規就業者をどういうふうに各地域のものを把握するのかなとか、なかなかハードルは高いとは思っていますが、いずれにしろ何か入れようとするれば、皆さん、今までのこの配分する日本全体としての数量は決まっているので、そこからどうしても一部をいただいて何かをするということにはなろうかと思えます。それができるかはかなりハードルが高いとは思っていますが、もちろん御意見は承知しましたし、ちょっと検討してみたいとは思っています。

いずれにせよ、全体が決まっているので何かやろうとするれば、皆さんに今までのような形で配分していたものは少し減るということにはなろうかと思えます。

そしたら、順番によろしいですか、まずはお願いします。

【参加者】 私の方からは、地元境港でのクロマグロの重要性と近年の操業状況について発言させていただきます。

境漁港ではクロマグロの水揚げ時期である5月中旬から7月にかけては、ベニズワイガニ漁、沖合底引き網漁が休漁となり、また、まき網にとっても漁の端境期、夏枯れの時期です。境漁港にとっては、この時期の大中型まき網のクロマグロの水揚げは、最近3か年の平均水揚げ金額は18.7億円、この時期の境漁港全体の水揚げ金額の約30%を占め、直近3か年の平均単価は、昭和57年に境港でマグロの水揚げが始まって以降、量が極端に少なかったときを除き、直近3年はベスト3ということになっています。これほど地域の基幹漁業となっており、全国有数の生のクロマグロ基地を形成しております。

さらにこのクロマグロは境港市の重要な特産品であり、地域経済にとって大きなウェートを占めるまでになっています。その影響は漁業だけでなく、地域の観光資源として、また、生産者はもとより、荷受け、割裁人、仲買、流通、製氷、飲食などの雇用創出の場として、関連漁業、関連産業にとっても極めて重要な役割を果たしており、その経済効果は計り知れません。

資源管理については、日本海の大中型まき網によるクロマグロ漁では、平成29年から漁業者による自主的なI Q管理を実施、さらに令和4年からは、公的I Q管理が導入されています。操業する全ての船団間で情報共有、また認識を同じくし、水揚げが集中しないよう、陸上の処理能力と市場への供給バランスを常に念頭に置きながら操業を行ってきた漁業者の努力の結果、公的I Q枠1,800トンの漁獲枠の遵守につながっています。

また、漁獲についても、あえて種群を外し、量を抑えて冷やし込みを十分行うことで、荷揚げの個体を極力に減らす等、品質向上にも併せて取り組んできたところが先ほどの単価上昇につながり、中央卸売市場でも評価が年々上がっていると業界誌の方にも書いてあります。

以上のことから、境港では大中まき網漁業者だけでなく、地域全体として、今回の増枠に対する期待は非常に高まっています。増枠が正式に決定した暁には、令和7管理年度の国内配分及び増枠分の取扱いについては、大型魚50%、小型魚10%の増枠については、陸上での鮮魚流通と大型魚の蓄養で十分に対応できると考えています。

あわせて、これまで大中型まき網漁業で削減されてきました17%の繰越しや小大交換の1.47の換算率等も含め、公平な配分、見直しをぜひお願いしたいと思います。

私からの意見は以上です。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。御意見を承知しました。

その他、よろしいですか。少々お待ちください。

【参加者】 度々すいません。

大型まき網の境港で1,800トンであって、18億あるんだったら、現状維持でいいことはないでしょうか。山口県、僕たちは2016年ぐらいからT A Cの関係で水産庁さんが、小型魚を捕り控えて大型魚を捕りましょうと。大型魚を1匹捕るとのと、1キロを100匹捕るのでは大型魚を1匹捕った方が資源にもいいしと言って、僕らはそれでT A C管理で小型魚を捕り控えて、いざ、この三、四年、山口県沖で物すごい量の大型魚のクロマグロが回遊しています。でも僕らはこの直近のあれでいくと、一本釣りで釣れる枠がゼロなんですよね。今年

は7トンぐらい小型魚から大型魚の置き換えで釣れましたけど、それで、他の県だったら、釣れる県もあれば、僕らみたいまだゼロなので、ほぼ数匹で終わるとか、国内でもすごい不公平な分配だと思うんですよ。目の前に、本当に港の中に、今年は100キロを超えたマグロが迷い込んでいる状態で、それを指咥えて、釣りもできない、売れもしない、今そういう現状なんですよ。

だから、もう海の水産資源の財産は、国民の財産とはまだ記載されてないですよ。ずっとこの数年、国会でも議論されたと思いますけど。もうこの配分を見てしまうと、クロマグロの水産資源はほぼほぼまき網の財産かなと感じるぐらいなんです。まき網さんは1日40トン、50トンを境港に水揚げすると思うんですけども、山口県の基本の今あるのが去年まで38.3トン、今年は置き換えと繰越しも合わせて45トン、山口県の1年分をまき網さんは1日で捕ってしまう。僕たちはこれから釣りたいけど、枠がないから釣れない。

もうこの2,800トンの増枠分は、あれならもう沿岸漁業者に分けていただきたい。それを47で割ると大体59トン、60トン。それで、瀬戸内海とか全然釣らないところの分は国の留保分にするなりして。もし僕たちが60トン来年あれば、県の中で定置網や一本釣りなどに分配したとしても、釣って実績を上げることができるんですよ。その実績がないと、今までこういう実績がないから大型魚を釣らせてもらえない、それを打破するために、公平平等というのは本当におかしいですけど、平等となれば、その47で2,800トンを割ってもらってその分を仮にでも、来年だけ試してみたいなものでも構わないので、60トンを出山口県とか各県に振り分けて、留保分をまた今まで余計に捕っている分にプラスするなり、青森みたいに違反したところには、その分ペナルティーで減らすとか、そういうことを。

取りあえず僕の簡単な考えの案ですけど、そういう感じです。長々とすみません。

【番場課長補佐】 御意見、おっしゃりたいことはよく分かりました。

なかなか今回の増枠、遊魚も含め、大臣管理の漁業も含め、増枠分の全部を、要は一定の都道府県なり、一定のところだけに配分するというのはなかなか整理がつかないと思っています。大小は当然あるとは思いますが、今回の増えた分というか、増えるのはまだ決まっていませんけれども、決まった場合、増えた分はやっぱり、量の問題もありますけれども、我慢してきたというのは遊魚も含め、それから大臣管理の漁業も含め、皆さん不満を持ちながらやってきている部分がありますので、やはりゼロというのはなかなか難しいかなと思っております。

そこはやはり今回の増枠分は、皆さん、多かれ少なかれ、メリットを享受できるように

していかなければいけないと思ってまして、当然これもまだ何か私がこう言って決まるというものでもないですけども、なかなか全部を沿岸へというのはかなり難しいのではないかなというのは御理解いただければと思います。

【参加者】 今、平等に我慢したって言うた？

【番場課長補佐】 平等ではなくて、皆さんそれぞれ我慢はされている。

【参加者】 いや、我慢したんだから、都道府県で割れば、まき網も沿岸も関係なしに平等じゃない。言う意味が分かる？

【参加者】 鳥取船籍、長崎船籍。

【参加者】 なら、鳥取県はまき網さんと鳥取県の中で話をしてくださいよと。それだったら本当の平等やろ。

【番場課長補佐】 ごめんなさい、ちょっと……。

【参加者】 山口県の船籍は大中まきがないわけですよ。長崎県と境港が鳥取県はいるじゃないですか、佐賀県とか。そういうのに60トン。割ったら、その60トンの中から、その60トン沿岸漁業とまき網に何トンとか。いよいよ少なくなりますよね、まき網のプラスは。そうでしょう。

【参加者】 そうそうそう。大臣管理と沿岸ではなくて、2,800トンを都道府県で一律に割って、あとは県の中の船籍港がある話で、一緒に話してくださいよといったら平等じゃないですか。

【参加者】 大臣許可を取っ払えと。

【参加者】 区別して大臣許可と沿岸に振り分けるというから、みんな、ちょっとおかしいんじゃないかと言ひよるんじゃないですか。

【番場課長補佐】 おっしゃりたいことは取りあえず分かりましたけど、かなり難しいと思う……。

【参加者】 その増枠の分だけです。今までの分は今までの配分でしてもらって、あくまでもこのたび増枠したのは、みんな我慢したから増枠になった。今言われたように、まき網さんも我慢した、僕らも捕り控えた。みんな我慢して、平等になって1.5倍になったから、1はそのままで、0.5を都道府県で割って、都道府県籍であとは話をしてくださいよと言ったら平等やないかと。私たちとか、多分福岡県さんもそうだけど、もともとの分母がないんだから……。

【参加者】 ゼロなんですよ。1にしたいんですよ。

【参加者】 だけん、それが100になろうが、1やろうが一緒だもんね。

【福田審議官】 おっしゃっているのは、山口での大型魚の枠という分母がないから、さっきの話じゃないけど、それに1.5倍したって、そんなに増えないと。ベースについてもう一回考えるべきだと。特に小型魚を我慢して、その結果として大型魚が増えているから、その部分は配慮されるべきだということですよね。それを県別に均等に割るというのは多分それは県によって、いろんな県があるじゃないですか、沿岸だって、大きい枠を持っている県と小さい枠の県と、瀬戸内海もあれば、日本海、太平洋あるからですよ。それは県の中で県で均等に割るというのは多分ないと思いますけど、おっしゃったみたいなベースが少ない県について、それを1.5倍したって均等な割合にはならないのではないかと。違う意味での公平な配分というのがあるのではないのかと、そういうことですよ。

【参加者】 あとですね、山口県も僕ら一本釣りで少し釣った分を地元のお店が使って、すごい結構評判がよかったんですよ。でもちょっとしか釣れなかったんで、次はいつ釣れるのかといったら、もう枠がなくなったんで無理ですと。それがもし来れば地元でまた流通させて、地元の特産品じゃないですけど、それで結構潤ってくる業者もおると思うんですよ。今は本当に数トンのやつが流通しただけで次の要望があったぐらいなので、それをもうちょっと地元の食材として扱いたい、目の前にはもう港の中に入るぐらい、港から見えるぐらい飛んでいるやつをもっと地元で活用したいというので。今まで実績はゼロやから、もともとベースがゼロ、それを1でも10でもいいので、それを流通させられるぐらいのベースになるトン数を山口県に欲しいと、それが僕たちの要求です。

【番場課長補佐】 はい、ありがとうございます。理解できました。

その他はいかがでしょうか。お待たせしました。

【参加者】 何度もすみません。今、大中まきの方が先ほど意見を出されたんですけど、この会議の場で、大中まきの方と議論するのはちょっと避けたいと思っています。

その配分の話が今ずっと出ていると思うんですよ。それに含めて、1匹1匹の単価もちょっと見てほしいんですよね。ここ近年では、大中まきは大手のクロマグロ業者に養殖の種苗を提供していると思います。それイコール大型魚は、この産卵期にまいたやつを半蓄養殖して、値段がよかった冬場等に出荷をしていると思います。

先ほど境港の方が意見を出されたように、ここ近年、まき網のマグロのキロ単価の値段は、ぐんぐん上がっているみたいなこと言いましたよね。自分たちの分は下がっているんですよ。配分を考えると数量だけではなくて、その金額の面においてもきちんと考慮した上

で、どういうふうになっているか。そのことを少し配慮していただいて、配分の参考にしていただきたいと思っております。

【番場課長補佐】 御意見承知しました。金額を見て高いところに配分をしてほしい……。違う、違います。

【参加者】 いや、自分たちは近年マグロの値段も……。どうしてもこの九州地区は通る時期が一緒なんですよね。九州はもうどこも5月、6月に多く通っているんですよ。そのときに釣っても、この九州の人たちがみんな釣るので値段が安いんですよ。私たち小型の沿岸漁業者は、まき網漁業者みたいに釣ったやつを生かすとか、そういったことができないんですよ。もう釣ったらそれを市場に水揚げするだけで、その日の値段で決まるんですよ。やはり大型の漁業者と小型の漁業者を一緒のように比較してもらったら困るんですよ。意味分かります？

【番場課長補佐】 分かりました。ありがとうございます。以前もいただきましたご意見ですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

【参加者】 ついでにいいですか。もう最後にしたいと思います。

先ほどの方が言ったように、この場でまき網の方々と議論する気はありません。この場では、ただ水産庁のあなた方にお願いがあります。

というのは、沿岸の漁業者、私は長崎県ですけど、長崎県は小型魚に関しては、他県に比べたら膨大なトン数があります。しかしながら、先ほども言ったように1隻当たりの漁獲数量というのは1隻が三百数十キロです。それで他の魚種で1年間何とか食いしん食いしているんですよ。先ほど境港のお話もありましたが、経済的なことを言えば、対馬は承認船が920隻おりますよ。家族もおります。ここ8年間どれだけ苦しい目に遭ってきたか。それを言うなら2万人を超える日本の沿岸漁業者、承認船がどれだけの思いをしてきとるか、そこを御理解いただきたいと思います。

そして、最初に言いましたけれども、2018年からですよ、TAC管理が始まったその配分というのは、沿岸漁業者は小型魚に関しては131.7トンですよ。大型魚に関しては733トン、大臣許可の大中まきは25か統で、小型魚に関しては1,500トン、大型魚に関しては3,063トン、平等な配分をしていただきたい。水産庁にはまき網さんの方から話がありましたが、これまでは平等だったですか、これまでが。これが平等な配分やったんですか、ほんなら。そういったところを水産庁の方々にはよく御理解をいただいた上で、水政審の方々につなげていただきたいと思っております。

終わります。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。承知しました。

他いかがですか。そしたら、まずそちら。

【参加者】 本日はこのような場をつくっていただき誠にありがとうございます。

我々、種苗供給を中心に操業しているまき網としてお話しさせていただきます。

近年、資源回復による九州周辺海域への大型魚の来遊増加を背景に、クロマグロ養殖業の方々から大中型まき網漁業に対して養殖用種苗としての大型魚の需要が急速に増えております。この増加につきましては、養殖餌料の価格高騰も背景にあるため、短い養殖期間で出荷できる養殖向けの大型魚の需要が今後さらに高まることが予想されており、既に報道でも目にする場合があります。

国においては養殖業の成長発展を目指されており、大中型まき網漁業としても資源管理と並行して、養殖業界の発展に貢献したいと考えておりますけれども、アジ・サバ操業時における大型クロマグロの混獲も増えてきている状況にあり、現状の漁獲枠ではなかなか需要に応じることが難しい状況となっております。

養殖業界に対する大型魚種苗の供給を安定的に行うためにも、応分の増枠と小型魚枠から大型魚枠への交換に際しても、WCPFCで決定した係数に基づく対応をお願いしたいと考えております。

私からは以上です。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。

その他いかがですか。お待たせしました。

【参加者】 増枠時の対応の配分の考え方の抜粋がありますけど、もう2018年から始まったTACなのに、過去の実績はもちろんですけど、増枠時なら新規就業者や、山口県で言ったら急にマグロが飛び出して、釣りたいけどという人たちが手を挙げたところにも、その増枠分を分配するというような記載をしてもらえるといいかなと思います。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。それは、今ではなくて次の増枠時の対応みたいなものの配分の考え方……。

【参加者】 いやいや、今回の。2,800もあるのに、今回のまま、今このままの考え方よりも、新しく。結局資源が増えているのに釣れないよというよりは、やりたいよという人がいる県が、手を挙げる人たちがいるなら、この2,800から振り分けるというやり方をしないと、結局いつまでも過去の実績だけだから、新しく始めようとか後継者を育てようとかという

のには全くつながらないんですよ。

だから、そういうのを言葉として配慮して入れるとかしてもらわないと、僕ら若い人たちは、結局マグロが増えてイカが捕れなくなって、じゃあ次は何するということになってしまうんですよ。それよりは、マグロが来たからイカが捕れない、でもマグロを捕りたい、でもトン数ないですよというやり方をされるよりは、その辺を配慮してもらわないと、結局、後継者は残らないし、漁村は衰退していくと思います。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。理解しました。

この増枠時の文章で紹介している部分は、今書いてあることを紹介したのみで、もちろん今のこの増枠の分をこれだけで検討するということではありませんので。さっきもお話が出ましたとおり、今回の配分の中で「新規就業者対策」は文章としても多分、新しい配分の考え方の中にも残してほしいという御意見だと。

【参加者】 そうです。

【番場課長補佐】 承知しました。

すいません、はい、どうぞ。

【参加者】 今のことに追従したようなことですが、我々は難しいことを言うのではなくて、将来を見越して若い者たちや新規漁業者に夢や希望を与えるような取組をしていきたいということで、何というか、昔みたいな明るい、若者で活気のある漁村を取り戻したいんです。そういった分で配慮をお願いしたいと思います。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。承知しました。

そしたら、ちょっとすいません、ウェブの方を。大変お待たせしましたが、お願いします。

【参加者】 説明、いろいろありがとうございます。

先ほど説明があったように、7月に行われましたWC P F C 関連会議で、クロマグロの増枠の方向性が示されまして、最終的には11月に行われます年次会合で結論が出るということとなっております。

まず初めに、関連会議の厳しい状況におきまして、水産庁の皆様の取組によりまして、増枠の方向性が見えたことに感謝を申し上げます。

今後は、年次会合で増枠が実現した場合との条件付ではありますが、国内配分の検討が行われますので、国内配分の件について発言をいたします。

漁業法が改正されました令和2年当時に、資源管理の推進のためのロードマップが示されて、その中でT A C 管理の推進の目標が明示されました。その内容は、令和5年度を目標

に準備ができた漁業種類から順次 I Q 管理に移行していくとの方針が出されておりました。

我々かつお・まぐろ漁業は、こうした国の方針もあって、2022年から150トン未満のマグロはえ縄漁船を対象に I Q 管理に移行しております。しかしながら、I Q 管理に取り組んで初めて分かったことは、枠の配分におきまして漁業者間で格差が生じておりまして、流用性がないということがございます。さらには、今後のことを考えますと、実績配分を重視している水産庁の考えの下では、この格差は今後とも拡大していくということであります。そうしたときに、水産庁の方は、枠の移転は制度上認められていると言われますけれども、なかなか自分に与えられた枠を出す漁業者がいるものではございません。

我々のかつお・まぐろ漁業だけで言わせていただければ、この I Q 制度は漁業者間の不信感をつくり出しました。我々の漁業者の中には、I Q 管理に移行していない漁業種類があるのであれば、我々も I Q 管理を一旦元に戻し、総量管理とし、もう一度ゼロからやり直してほしいと強く主張する漁業者もおります。

しかしながら、こうした不信感や不公平感を抱いている漁業者であっても、全体のためにとの思いでこの I Q 制度を推進すべく取り組んでおります。

先ほど申し上げたとおり令和 5 年度を目標に準備ができた漁業種類から順次 I Q 管理に移行していくとの方針が出されまして、かつお・まぐろ漁業は早期に移行した漁業種類でございます。I Q 管理を元に戻していただけないのであれば、現在 I Q 管理に取り組んでおります漁業者の不信感や不公平感をなくすためにも、また、国の方針をいち早く取り入れて I Q 管理を推進している漁業種類に対しまして、今回の国内配分におきましては増枠の重みづけを多くしていただきたいことを主張いたします。

また、小型魚につきましても、かつお・まぐろ漁業は過去におきまして、大型魚が不足しているとの状況があったことから、国は30トン程度の数量を転還し、大型魚へと振り替えております。今回の全体の増枠は小型魚も対象となっておりますので、過去の実績に考慮していただきながら、かつお・まぐろ漁業への小型魚の増枠をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。ちょっとすいません、要望の確認だけさせていただくと、小型魚の方の実績に基づいた配分をとというのは、今の配分方法を維持してほしいという御意見なのでしょうか。それには限らないのでしょうか。

【参加者】 ちょっと聞こえませんが。

【番場課長補佐】 すみません、小型魚の増枠は実績に基づいて配分をしてほしいという御

意見、御発言だったと思いますけども、その実績というのは、今、会場とかも含め議論になっている「今の配分基準を残してほしい」という御意見なのか、それには限らず、実績に基づいて配分してほしいという御意見でしょうか。

聞こえますでしょうか。

【参加者】 ちょっと途切れているんだけど……。

【番場課長補佐】 分かりました。すみません、取りあえず、ざっくりとおっしゃりたいことは承知しました。一方で、配分というよりは増枠してほしいというのは分かったんですけども、I QとかI Qの配分方法というのは今回の増枠の配分、管理区分ごとの配分とは違う話かと思いますので、もちろんテークノートしますけれども……。

【参加者】 I Q管理と増枠の関係を今おっしゃったけども、結局、かつお・まぐろ漁業全体に対するT A Cが示されて、それをI Q管理に持っていくわけなんですよ。そうすると、その設定条件は、特にI Q管理だけの問題かもしれませんが、その結果として漁業者間の格差が生じていると。したがって、今回の増枠のときにT A C全体の増枠をお願いしたいということを申し上げたところです。

【番場課長補佐】 分かりました。

やはり少し思うのが、数量が増えると同じような配分方法であれば、今、おっしゃっている、かつお・まぐろ漁業内の、いわゆるそちらがおっしゃっている「格差」というのは増えるのではないかなというのが懸念としてあるんですけども、すみません、そこは私の理解が合っているかの確認ですけれども。

【参加者】 結局現在、資料の12ページでも示されていますとおり、令和6管理年度754.3トンという数字がありますよね。この754.3トンを今、かつお・まぐろ漁業の単独のI Q管理の中で、設定条件に基づいて配分すると、格差が生じているわけなんです。考え方によっては枠の少ない人の枠を増やしてあげるためには総体の枠を増やすことによって多少なりとも枠の少ない人が多くなるという見方をしています。そういったことをしながら、漁業者の間のそういった不公平感をなくしていきたいというのが我々の思いであります。

【番場課長補佐】 はい、ありがとうございます。おっしゃりたい御意見、承知しました。ありがとうございます。

それから、次の方お願いします。

【参加者】 まずは、福田審議官をはじめ日本代表団におかれましては、W C P F Cの北委員会において増枠について、まだ決まってはいませんが、目途をつけていただいて大変感謝

しております。

今後、国内配分について議論をしていくということなので、まずは国内配分全体の配分方法と、あと都道府県別の配分方法について、県として意見を言わせていただければと思っております。チャットでも書いたところですが、改めて発言もさせていただきたいと思っております。

まず、全体の国内配分についてです。近年の漁獲実績、例えば直近の3年を基に国内全体の配分をしていただきたいとまずは考えております。ただ一方で、管理の負担が大きい沿岸への配慮というのにも必要だと考えております。例えば沿岸の配慮としまして、増枠分については沿岸漁業、都道府県の方に多く配分されるような比率で配分することを検討していただきたいとまず考えております。

都道府県別の配分についてですが、こちら基本的には、近年の漁獲実績を基に配分すべきだと考えております。ただやはり近年の状況を踏まえて、突然ある県に来遊する可能性も考えますと、直近の実績だけではなかなかそういうところまでできないと考えております。そのため、例えば近年の漁獲実績での配分と過去の最大の漁獲実績をハイブリッドした、組み合わせたような配分とする検討も必要かなと考えております。

他の振替等、あるいは繰越しの上限等についても少し意見はありますが、まずはこの二つについて申させていただきますと思っております。

以上です。

【番場課長補佐】 具体的にありがとうございました。御意見承知しました。

他もあるということであれば、続けてお願いできればと思います。

【参加者】 まず、振替についてです。現状、振替については、国で大体約400トン中小型から大型に一括で振り替えているというのが現状かなと考えております。ただ、やはり小型についても約400トン増える可能性があるという現状はございますが、なかなか十分な量というわけではないかなと思いますので、その400トンかどうかは分かりませんが、一定量、国全体として振り替える量は一定程度に収めておくことが必要かなと考えております。

また、振替の規定に関して、振替自体は今回の北委員会の結果において上限がなくなつたと私としては理解しております。そのため、国で大型魚の振替の上限を常に見張っておく必要がないので、例えば、ある都道府県がその枠内で振替を行うというのは、現状約1年に1回の調査に基づいてだけが振替の機会だったのですが、今後は振替することが今より簡単にできるかなと思っております。また、それが振替を促進することにもつながるかと思いま

すので、例えば県内の枠を使って振替をすることについては、少し簡単な、簡便な手続で行えるように検討をいただきたいなと考えております。例えば県の枠内で振り替えた場合には、追って国に報告するだけにするとか、そういったところも一つあるかなと考えております。

あと最後に、繰越しの上限についてです。繰越しの上限は現在10%となっているところについては、引き続き10%でいいかなと考えております。それは17%までではなくて、10%にすることによって、約7%分は次年度に繰り越せるということになりますので、その繰越し分について、例えば沿岸漁業に配分するとか、あるいは譲渡をした県に配分するということにも使えますので、そういったところで10%を基本的には維持していただく方がいいのではないかなと考えております。

以上になります。ありがとうございます。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。承知しました。かなり具体的にいただきました。

ウェブで他にいらっしゃいましたら挙手いただければと思いますが、今のところ挙手されている方はいらっしゃらないと思っています。よろしいですか。いらっしゃいましたら挙手いただければと思いますけれども。

じゃあ、すいません、会場の方よろしくお願いします。

【参加者】 福田審議官、交渉お疲れさまでした。増枠を勝ち取っていただいてありがとうございます。

これまで北海道ブロックから始まった意見も聞かせていただいていますけど、先ほど番場さんが言われたように、あるいは会場からも話がありましたが、我慢がどのぐらい、どっちがどうという話ではなくて、みんなで我慢した結果、資源も増えて、特に大型魚が1.5倍になったということで、配分の最初のスタートは大臣管理と都道府県から、そこをどうするかというところから配分していくというスキームになっているので、何かそこが議論なっていますけれども、これは一つの意見としてちょっと聞いていただければと思います。我慢した結果なので、そのスタートの大臣管理と都道府県で分けるということであれば、例えばそこを単純に増枠分は一对一にするというのも一つの案かなと個人的に思います。

それから、先ほど対馬の方から言われましたけど、ちょっと単価を見てほしいというのは行政としても思っています。枠が増えたという話と収入がどうなったかという話は必ずしもリンクしないので、特に、くろまぐろ部会の委員の方が、いわゆる枠の増減というか増加

だけに焦点を当てて議論されても、いわゆる現場というか、実態がどうなのかを踏まえて議論していただく上では、収入の面というのがすごく多分大事になると思うので。ケーススタディーでもいいと思うんですけども、例えば単純に1.5倍増えたからといって、新規就業者の話もありましたけど、じゃあ道具をそろえてやるかということ、ある地域で言えば1人100キロ、200キロが、150キロ、300キロになったからって道具をそろえてまでやるとはとても思えないので、その辺の現場というか実態も。できるところは県としてもデータなどを協力しますけれども、そういう実態も踏まえながら、12月までのくろまぐろ部会できちんとした公平な情報を出して、配分を決めていただければと思います。よろしくお願いします。

【番場課長補佐】 ありがとうございます。承知しました。

その他会場はいかがでしょうか。

【参加者】 枠の配分というところについてですけども、どうしても増枠分をどのように配分するかということになったら、恐らく何らかの数値的な根拠に基づいて配分されるようなことにはなるかなとは感じています。

本県の大型クロマグロの状況で言いますと、非常にごく最近捕れるようになってきているというか、捕る方が増えてきていて、令和5年、6年と2年連続で採捕停止がかかっている状況になっております。ただ、令和6管理年度の数量などをなかなか7管理年度の配分のための検討には使えないかなと今は思っていて、そうするとかなり管理に苦慮している6管理年度とか、漁獲実績としても令和6管理年度の漁獲量がうちの県はかなり多くなるので、そういったところの配慮がされなくなってくるかなというのと、ちょっと思っている以上に数量が来なくなってしまうかなということも少し危惧しているところです。

そういったところと、あとは捕り控えた部分の数量化はなかなか難しいとは思いますが、過去にどれだけ譲渡によってもらってきたかとか、渡したかとか、あとは採捕停止になった回数であったり、そういったところを少し考慮に入れていただけるとありがたいと思っております。

もう一つ、うちの漁業者から、組合長の方から意見があったところについてちょっと1点補足させていただきます。

先ほど言いましたように、うちの県が6月から採捕停止になっておりまして、そのような中でうちの組合長からもあったんですけども、今、うちの県が採捕停止になっている中で、比較的うちの沿岸の方で大中まきが操業しているところはどうなんだという話がありました。この似たような話につきまして、平成26年、27年かな、第1から第3管理年度の時代だ

と思いますけども、自分もちょっとその当時はまだこの場にいなかったの、復命などを見て、その当時の会議の内容などを見て知っている限りの情報ではありますが、当時はブロックで管理をしていた中で、西に日本海ブロックが操業停止になっている中で、和歌山のクロマグロはえ縄とかがこっちに来て操業しているみたいな話があったときに、向こうは枠を持っているんだろうけど、こっちが採捕停止になっているんだったら、その辺は少し遠慮してくれみたいな話が会議の中であったときに、水産庁さんの方から、それに関しては、規則的には捕っていいとなっているけど、心情としては、自分たちが採捕停止になっている中で、そういった他のブロックの漁業者が来て操業するというのもどうなのかというのはあるので、そこについては検討しますという話もあっていました。

そういった意味で言うと、うちの県が止まっている中で、いろんなところで、別に福岡県海域ではなくて操業できる方々がわざわざ乗り込んできてやっているという状況に対しては、禁止してくれとまでは多分言えないと思いますけども、配慮して、ちょっと漁場を変えるなりして操業してくれということを水産庁さんの方から、特に恐らく大臣管理になると思うので、そういった話があった場合には交渉なり何なりをしていただけるとありがたいかなと思っています。

以上です。

【番場課長補佐】 はい、承知しました。大中まきの件は少し前も同じように出たので、御意見は承知しました。

和歌山の件は私も、ちょっとすいません、把握はしてないです。この和歌山の件は、同じ沿岸漁業者同士のお話では……。

【参加者】 何でこの九州ブロックに他県が、よそのブロックの人が入ってくるんですか。

【参加者】 ごめんなさい、その当時は結局ブロック管理がされてたじゃないですか。各県の漁獲枠というのではなくて、要は、第1第3管理期間くらいは、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本県で何トンという枠でやっていたと思うんですよね。そのときに、ブロック全体の漁獲高が積み上がって、その海域が止まっているのに、自由漁業でやっている他の県の海域から来て操業していたみたいな話だったと思うんですよ。ごめんなさい、自分もその当時の会議の復命とかを見てそういうことがあったんだなというところですよ。それに対して、水産庁さんが何らかのアクションは取りますよというふうな御回答はいただいていたみたいなので、今後もそういった地先で県分が止まっている中で、その枠は持っていて、当然やっていい状況ではあるけども、大中まきさんとかが来て、わざわざ福岡県の海域で操業しなくても、他

のでできるのだったらちょっと遠慮してくださいくらいのアクションを起こしていただければなというような希望です。

【番場課長補佐】 はい、分かりました。承知をしました。

その後の御質問で、何で九州のブロックとかに、他のところから来れるのかというのは、今……。

【参加者】 いや、何でこの会議に参加しているんですかということです。

【番場課長補佐】 ああ、すいません、ここはそれぞれブロック会議にはしていますけども、参加できる方を制限はしてなくて、ウェブも併用して、もちろん皆さんと調整して決めた日程ではないので、どこでも参加できるようにしているからです。

その他いかがですか。

すいません、少々お待ちください。今ウェブの中でマイクが使えないということで、チャットで御質問いただいているのを読み上げます。

「質問として、まだ任意の規制のとき、対馬などの未承認船の漁獲は厳しいかもと処分を水産庁から求められました。青森県大間の大量の未報告は承認取消しなどの処分にならないのですか。また、青森県への枠配分をどうするつもりですか」ということです。

大間の件に対する対応と、それをどうするかという御質問かと思います。ちょっと配分とは違いますが、お答えすると、この未報告での承認取消しという処分はしておりませんが、今、青森県がこの未報告に対する行政処分を検討中という状況と把握しております。

青森県の枠配分をどうするかというのは、この未報告に対する差引きというのは既に実施しております。令和3年分の未報告はしておりまして、また新たに令和元年、令和2年の未報告についても報告いただいておりますので、これに対する対応というのはまた、差引き含めて国としても検討してまいります。

というところです。

その他ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【番場課長補佐】 もしなければ、予定時間をオーバーしていて大変申し訳ありませんが、その他に移らせていただきたいと思います。

これに限らず、その他御意見や御要望などがあればよろしくお願ひしたいと思います。ウェブも、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【番場課長補佐】 特段ないようでしたら、これで本日の説明会を終了したいと思います。

冒頭にも説明したとおり、本日いただいた配分に関する御意見は、他のブロックの説明会での意見も踏まえまして整理させていただいて、くろまぐろ部会で配分の考え方について今後審議していく予定となっております。

それから、これも冒頭に申し上げましたとおり、今回の議事録は、準備ができ次第、水産庁ホームページにおいて掲載させていただきますので御承知おきいただければと思います。

それでは以上をもちまして、くろまぐろに関するブロック説明会を閉会とさせていただきます。本日は多くの御意見をいただきまして、ありがとうございました。

—— 了 ——